

2008年6月30日

第30回慶應EU研究会における報告フル・ペーパー

東アジア共同体の課題—FTAの次に何を指すべきか？¹

欧州大学研究院ロバール・シューマン高等研究所ゲスト・フェロー

大阪市立大学大学院教授 山下英次

(目次)

要旨

はじめに

1. アジア統合関連の諸枠組みの現状と課題
2. 「東アジア協力に関する第2共同声明」(2007年11月)とその評価
3. 東アジアFTA(EAFTA)の次に何を指すべきか？
4. わが国は今後どのような政策姿勢を取るべきか？

年表

参考文献

Box. 1-4

¹ この論文は、2007年12月15日(土)、第30回慶應EU研究会(Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies)における報告をベースとしたものである。また、本稿は、(財)日本関税協会の『貿易と関税』の2008年4月号(通巻661号)から6月号(663号)にかけて3回にわたって連載された。なお、巻末の年表、Box、参考文献は一部アップデートされている。

【要旨】

現在、アジア地域統合は、基本的には「ASEAN+3」13カ国の枠組みで進められている。トラック1の政府間枠組みをサポートするためにトラック2（半官半民）やトラック3（民間）、さらにはトラック1とトラック2の間の中間的存在のトラック1.5など様々な枠組みが存在する。しかし、現時点においてトラック1以外で最も重要な役割を果たしているのは、トラック2の東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）である。NEATは、「ASEAN+3」（APT）サミットに対して政策提言をインプットする立場にあるからであるが、トラック1との距離感を如何に取るべきかなど課題も少なくない。

このような過程を経て、2007年11月シンガポールで開催されたAPTサミットは10周年を迎えたため、1999年の「マニラ宣言」に次いでアジア地域統合の推進に関する第2の共同声明を発出した。その第2共同声明は、付属文書の「ワーク・プラン 2007-2017年」を伴っているが、率直に言って、今後10年間の計画としては、余りにも野心に欠ける低調な内容である。

結局のところ、「ワーク・プラン」で示しているのは、東アジアFTA（EAFTA）と東アジア投資地域（EAIA）であるが、すでに、ASEANと日中韓3カ国との間のバイラテラルな3つのFTAは2007年11月までにすべて調印済みである。したがって、あとは日中韓3カ国のFTAが完成すればEAFTAは完成するわけであり、やる気になればあと数年、遅くともあと5年ぐらいあればできるはずである。また、そもそも、FTAや投資地域ぐらいで終わってしまったのでは、地域統合としてほとんど何の意味もない。関税同盟や域内共通通貨制度である「アジア版EMS」など次なる大きな目標を設定すべき時に来ている。

このように、「ASEAN+3」でのアジア地域統合の動きがここに来て低調になってしまったのは、2005年12月の第1回東アジア・サミット（EAS）のとき、2002年11月の「東アジア・スタディ・グループ（EASG）最終報告書」の取り決めに反故にして、我が国が参加国の範囲拡大を提案してしまったことにあるのではないだろうか。すなわち、結果として13カ国のAPTと16カ国のEASの2つの枠組みができてしまい、エネルギーが分散されてしまったからである。極めて残念ながら、これまでのところ、APT13カ国の中でアジア地域統合に最も不熱心なのはわが国であると言わざるを得ない。筆者の理解では、日本政府は、外交の道を踏み外してしまった。このままでは、長期的に我が国の国益に反することになると筆者は大変憂慮する。日本政府は、いつまでも目的のはっきりしない枠組みであるEASと戯れることなく、東アジア共同体建設の「主たる手段」（“the main vehicle”）と国際的な文書でも正式に定められているAPTの13カ国の枠組みを中心に、他のアジア諸国とともにアジア統合を積極的に推進する方向に早急に政策上の大きな方向転換を図るべきである。筆者は、それが長期的に見て、わが国の国益に適うと信じる。

また、グローバル・ガバナンス構造には、いま大きな潮流変化が起こっており、そうした国際社会の動向を見誤ってはならない。アジア統合の推進もまた、そうした潮流変化

に沿った自然な流れの一環なのである。その意味で、わが国は、いま外交上の大きな岐路に立っており、首相官邸にアジア統合に関する司令塔機能を持たせ、長期的視野から国益を追求すべきである。

はじめに

筆者は、近年、東アジア共同体建設に関する最も公式なドキュメントである「東アジア・スタディ・グループ（EASG）最終報告書」（2002年11月）に設置が明記された枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）や東アジア・フォーラム（EAF）を含め、内外で開催された幾つものアジア統合関連の国際会議に出席した。そうした体験を踏まえ、本稿ではまず、アジア統合関連の諸々の枠組みの全体像をレビューし、その課題を明らかにすることとしたい。

次いで、2007年11月、シンガポールで開催された第11回「ASEAN+3」サミットで発出された「東アジア協力に関する第2共同声明」とその付属文書「ワーク・プラン 2007-2017年」の内容を吟味し、アジア統合プロセスが今後どのようにあるべきかという観点から筆者なりにその評価を試みたい。

そして、「第2共同声明」の評価を踏まえつつ、筆者なりに、アジア統合プロセスの中で、東アジア FTA（EAFTA）と東アジア投資地域（EAIA）の次に何を目標とすべきかについて明らかにすることとしたい。

また、最後に、わが国として、アジア統合²に対して、どのような政策姿勢を取るべきかについて、考察することとしたい。

1. アジア統合関連諸枠組みの現状と今後の課題

（1）諸枠組みの現状

アジア統合に関するトラック1の中心的な枠組みである「ASEAN+3」（APT）は、1997年12月、マレーシアのクアラルンプールで第1回サミットが開催され³、その後、毎年開催されている。1999年11月、フィリピンのマニラで開催された第3回サミットでは、「東アジア協力に関する共同声明」（いわゆる「マニラ宣言」）が採択された。2007年11月、シンガポールで開催された第11回サミットは、APT創設10周年当たったことから、「第2

² 「東アジア共同体」という表現は、2001年11月の東アジア・ヴィジョン・グループ報告書から使われ始めたものである。筆者としては、この表現にはやや抵抗があり、通常、「アジア統合」とか「アジア地域統合」という呼び方を使用することとしている。

³ これに先立つ1996年3月、タイのバンコックで、アジアとEUの枠組みである第1回ASEM（アジア欧州会合）サミットが開催されたが、その際、アジア側の首脳会合も別途設けられた。その構成国は、まさに「ASEAN+3」にほかならず、したがって、「ASEAN+3」サミットの枠組みは、事実上、このときから始まったといっても過言ではない。

共同声明」(いわゆる「シンガポール宣言」)が採択されるに至っている。

APTの枠組みにおける協力の対象領域は、現在 20 分野にわたっているが、最も大きな進展を見ているのは、緊急時に外貨を 2 国間で融通し合うチェンマイ・イニシアティブ (CMI : Chiang Mai Initiative) である (図表参照) 4。

APT のトラック 1 以外の枠組みとしては、以下のようにいくつかのものが現時点で存在する。トラック 1 に近いところから紹介すると、まず「東アジア・フォーラム」(EAF : East Asia Forum) が挙げられる。これは、韓国政府のイニシアティブによるものであり、APT の目標を示した最も公式な文書である東アジア・スタディ・グループ (EASG) 最終報告書の中で 17 項目の短期的施策の一つとして謳われたものである (Box.1 参照)。2003 年の第 1 回大会 (於ソウル) 以来毎年開催され、一番最近では 2007 年 11 月、東京で本邦外務省主催の下に第 5 回年次大会が開催され、筆者も出席した。EAF は、トラック 1 の各国政府当局者とトラック 2 の民間有識者の双方が出席する会議であり、その意味からいわばトラック 1.5 の枠組みともいえるものである。

しかし、EAF における報告者には事前のペーパー提出が義務付けられているわけではなく、また、終了後に何か文書がまとめられるわけでもない。したがって、この会議における報告や議論がトラック 1 の政策に反映される仕組みがあるわけでは特になく、インプリシットに、ここでの議論がトラック 1 の政策に反映される可能性がないわけではないが、APT の枠組みにおいて EAF が大きな役割を担っているとは到底言い難い。

次に、同じく EASG 最終報告書の短期的施策 (17 項目) の一つとして設立が正式に認められているものとして「東アジア・シンクタンク・ネットワーク」(NEAT : Network of East Asian Think-tanks) がある。これは、APT13 カ国のシンクタンクによって構成されるものであり、トラック 2 の枠組みである。各国ごとに代表者であるカントリー・コーディネーターを定め⁵、年 1 回の総会と、原則として年 2 回のカントリー・コーディネーターズ・ミーティング (CCM) が開催される。NEAT も、2003 年の第 1 回総会 (於北京) から毎年開催され、一番最近の総会は、2007 年 8 月シンガポールで、シンガポール国立大学 (NUS : National University of Singapore) の東アジア研究所 (EAI : East Asian Institute) の主催の下に開催され、筆者も出席した。

NEAT は、通常毎年 8 月開催される総会の際、NEAT としての政策提言をまとめ、それを同じ年の通常 11 月に開催される APT サミットにインプットする役割が定められている。その意味で、一応、APT のトラック 1 に対する政策上の影響力を及ぼしうる仕組みがビルトインされている。その意味で、一定の役割を果たしているといえよう。実際、本邦外務省も、APT 関連の周辺的な諸枠組みの中で最もうまく機能しているものであることを認めて

⁴ CMI の進展状況と問題点については、山下 (2007b)、pp. 5-9 参照。

⁵ 日本のカントリー・コーディネーターは、現在、東アジア共同体評議会 (CEAC、会長=中曾根康弘) 議長の伊藤憲一である。なお、CEAC の事務局は、(財) 日本国際フォーラム (JFIR、理事長=伊藤憲一) が務めており、ここが NEAT ジャパンの幹事機関でもある。

いる⁶。

先にも述べた通り、特に 2007 年は APT 創設 10 周年だったことから第 2 共同声明が出されることになっていたため、2006 年から準備が進められた。2006 年 8 月、マレーシアのクアラルンプールで開催された第 4 回 NEAT 総会の際に、メモランダム No. 3 「東アジア共同体建設の柱を強化するための勧告」⁷と題する文書がまとめられ、同年の APT 議長国であったフィリピン政府に提出された。これは、今後の東アジア共同体建設にかかわる重要な点をカバーした実質的な内容のあるものである。昨年 11 月の APT サミットの際にまとめられた「第 2 共同声明」の草案作りの作業は、2006 年からフィリピン政府の手で始められ、それを 2007 年になってからは同年の APT 議長国であるシンガポール政府が引き継ぐ形で行われた。そして、さらに 2007 年の第 5 回 NEAT 総会（於シンガポール）では、6 つの作業グループ⁸の各々の責任者から報告がなされ、それらの内容の要約を中心としたメモランダム No. 4 「東アジア協力に関する政策勧告—持続的開発と繁栄に向けて」⁹と題する文書がまとめられ、シンガポール政府に提出された。すなわち、今回の APT サミットの「第 2 共同声明」に向けて、NEAT からは「メモランダム No. 3」と「メモランダム No. 4」の 2 つの文書が政策勧告として、トラック 1 の APT に対してインプットされた形である。

これらの NEAT のメモランダムが、APT サミットの「第 2 共同声明」にどのように反映されたのか、あるいはされなかったかについては、後にやや詳しく分析することにした。

もうひとつ、2002 年 11 月の EASG 最終報告書で設立が決まった枠組みとして、「東アジア・ビジネス評議会」(EABC : East Asia Business Council) がある。これは、域内のビジネス・セクターの強化と域内貿易・投資の促進を目的としたもので、APEC でいえば APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC : APEC Business Advisory Council) ¹⁰に当たるものである。ABAC は、比較的積極的に活動しているが、EABC の方は、2004 年から開始したようだが、まだそれほど目立った活動をしているわけではない模様である。

次に、EASG 最終報告で謳われたものではないが、日本とシンガポール両国政府主導で 2005 年から設立されたものとして「東アジア研究者ネットワーク」(NEAS : Network of East Asian Studies) というものがある。NEAS の共同幹事機関は、東京大学東洋研究所東洋学術情報研究センターとシンガポール国立大学 (NUS) である。2007 年 2 月に、マレーシアのプトラジャヤで、第 3 回年次大会が開催された。筆者は、NEAS にはまだ参加した

⁶ 2007 年 9 月 21 日開催の第 22 回東アジア共同体評議会 (CEAC) 政策本会議における外務省側発言。

⁷ NEAT (2006)

⁸ 6 つの作業グループとは、「東アジア金融協力」(中国主催)、「東アジア共同体の全体構想」(日本主催)、「東アジア移民労働枠組み」(マレーシア主催)、「東アジア文化交流の増進」(韓国主催)、「東アジア・エネルギー安全保障協力」(シンガポール主催)、「東アジア投資協力」(中国主催) である。

⁹ NEAT (2007)

¹⁰ 1995 年 11 月、APEC 大阪大会の際、設立が合意されたものであり、民間企業からの意見を APEC の活動に反映させることを目標にしたものである。1996 年初めに発足し、現在、ABAC 日本委員には、トヨタ自動車、松下電器産業、三菱 UFJ フィナンシャル・グループからそれぞれ 1 名、計 3 名の委員が選出され、活動している。また、その事務局は、ABAC 日本支援協議会事務局であり、経団連会館にある。

経験がないので詳しいことは分からないが、比較的若手の研究者同士の交流に主眼をおいているようである。ちなみに、2007年11月、APTサミットの際の「第2共同声明」では、NEASの強化が謳われている。

次に、EASG最終報告書で発足がオーソライズされたものではないが、2003年から始まった「東アジア・ कांग्रेस」(EAC : East Asia Congress) という枠組がある。マレーシア政府のイニシアティブによるもので、実際には、マレーシア戦略国際研究所 (ISIS Malaysia、CEO=ジョーハール・ハッサン¹¹) が主催して、毎年12月にクアラルンプールで東アジア共同体建設に関する国際会議が開催される。

この東アジア・ कांग्रेसは、毎回、原則としてマレーシアの首相が、冒頭、基調講演を行うことになっており、同国として非常に力を入れているものである。筆者は、2006年12月の第4回年次会議に第5セッション「東アジア共通のアイデンティティー構築—戦略的課題と必要欠くべからざるもの」におけるスピーカーとして出席し、「アジアのアイデンティティー—中国、インド、日本」¹²と題する報告を行った。また、一番最近の第5回年次会議は、2007年12月に、マレーシアのクアラルンプールで開催された。

東アジア・ कांग्रेसも、トラック2の枠組みであるが、同じトラック2でも、NEATと異なり、特にそこでの議論を通じて何らかの結論を得るというわけではなく、また、トラック1への政策提言のインプットもしない。主催者たるISISは、APT参加の全13カ国から出演者を招聘するが、全員個人の資格で参加するもので、それぞれの国を代表するものではない。NEATの場合には、出席者はそれぞれの国の代表団の一員として参加するので、この点でも東アジア・ कांग्रेसは異なる。このように、東アジア・ कांग्रेसは、個人の資格による非常に自由な発言の場であることが特徴である。

次に、APTの枠組みではないが、わが国の経済産業省のイニシアティブによる「東アジア・ アセアン経済研究センター」(ERIA : Economic Research Institute of ASEAN and East Asia,) の設立が、2007年11月、シンガポールで開催された東アジア・ サミット (East Asia Summit, EAS) で正式決定された¹³。これは、EAS16カ国を対象としたものであり¹⁴、組織的には、ASEAN事務局 (於ジャカルタ) の下に設立され、2008年前半の設立を目指している。場所については、クアラルンプール、バンコック、ジャカルタの3つの候補地

¹¹ Dr. Jawhar Hassanは、NEATマレーシアのカントリー・コーディネーターも務めている。

¹² この報告を論文にまとめたものがYamashita (2007b)。

¹³ EAS (2007b), Para. 13。

¹⁴ ERIAの設計のための専門家会合が組織され、参加16カ国から各国ごとに一つの機関が参加した。それらは、日本のアジア経済研究所 (IDE-JETRO) に加え、中国社会科学院 (CASS)、韓国国際経済政策研究院 (KIEP)、マレーシア経済研究所 (MIER)、インドネシア戦略国際研究所 (CSIS)、シンガポール国際問題研究所 (SIIA)、タイ開発調査研究所 (TDRI)、フィリピン開発研究所 (PIDS)、ブルネイ政策戦略研究所 (BDIPSS)、ヴェトナム中央経済管理研究所 (CIEM)、カンボジア協力平和研究所 (CICP)、ラオス国立経済調査研究所 (NERI)、ヤンゴン経済研究所 (YIE)、インド途上国のための調査情報システム研究所 (RIS)、オーストラリア国立大学 (ANU)、ニュージーランド経済調査研究所 (NZIER) である。また、ASEAN事務局とアジア開発銀行もそれに加わった。ただし、今後は、これらの機関に限らず、幅広い機関と連携していく方針といわれる。経済産業省資料 (2008年1月)。

が挙がっていたが、結局調整がつかず、暫定的にジャカルタに置かれることになった¹⁵。

ERIAは、元々「二階イニシアティブ」として知られるもので、日本政府が100億円を支出する。東アジア経済統合推進のための研究センターであり、当初の研究スタッフ20～30名からなる実体のある研究所が設立される予定である。アカデミックなものというよりも、政策志向のシンクタンクを目指すとされている。特に、ASEAN内の後発国であるいわゆるCLMV諸国¹⁶の研究者のレベル向上のための研修など有意義なメニューを企画しているようである。また、EAS参加の16カ国すべてにおいて研究成果を発表するとしている。

(2) 今後の課題

こういった周辺の諸枠組みの在り方に関しては、トラック1との距離感をどのように保つべきかという意味において悩ましい点がある。NEATの場合には、その政策勧告が必ずトラック1の人たちに参照してもらえらるということはある反面、受け入れられ易いように、結局のところトラック1と歩調を合わせてしまいがちかもしれない。すなわち、政府に近すぎるために、先見性のある長期的視野に立った政策提言ができなくなる可能性がある。

他方、東アジア・コンGRESSの場合には、そこでの討論内容がトラック1の政策提言作成プロセスに組み込まれているわけではないので、政府当局者の間で必ずしも参照されない可能性が大きい。しかし、反面、それだからこそ、自由で先見性のある政策提言が出てくる可能性は逆に高まるということもある。

後に述べるように、NEATの提言内容が、トラック1の政策に常に良く反映されているわけではないが、2007年8月のNEAT会議(於シンガポール)に出席した経験から言うと、現状のNEATはトラック1に近すぎるきらいがあるとの印象を筆者は持っている。すなわち、本来、シンクタンクや有識者の提言はトラック1の1歩先というよりも、2～3歩先を歩みたいものである。

また、NEATのもう一つの問題点として、必ずしも各国の第一線級の専門者が参加しているわけではないということもある。東アジア・コンGRESSもそうであるが、自由な立場で各国のシンクタンクあるいは大学等において主催されるアジア統合関連の諸々の国際会議の場合、そのテーマに最もふさわしい人物を、主催者がある一貫した趣旨のもとに一元的に指名・招聘するため、いずれも原則として第一線級の専門家が集まるわけであるが、NEATの場合、出演者は各国の代表団の形をとるため、人選は各国の判断に委ねられる。その結果、メンバーが各国のNEAT幹事機関(シンクタンク)からの出席に偏りがちである。

近年、内外のいくつかのアジア統合関連の国際会議に出席した筆者の経験から言っても、NEATの出席者の顔ぶれは、東アジア・コンGRESSをはじめとした他の国際会議に比べ、

¹⁵ 経済産業省通商政策局国際経済課東アジア経済統合推進室

¹⁶ カンボジア、ラオス、ミャンマー、ヴェトナムの4カ国。

率直に言ってやや劣るという印象は拭えない。それに伴って、議論の中身もやや低調であるといえよう。もっとも、これは、主催国によっても異なるという要素があるかもしれない。例えば、筆者が出席した 2007 年 8 月の NEAT は、先にも述べた通り、シンガポール主催であったが、同国は、少なくとも現時点では、アジア統合にそれほど熱心とは言えない国である。直接の主催者であるシンガポール国立大学の東アジア研究所 (EAI) には、会議をとにかく無難にこなそうという姿勢が感じられないわけではなかった。2006 年 8 月マレーシアの ISIS 主催でまとめられた「メモランダム No.3」はかなり意欲的な内容的であったが、今回まとめられた「メモランダム No.4」は、6 つの作業グループから出てきた提言内容をまとめたものに概ね終始したものにとどまった。このように、「メモランダム No.4」が余り意欲的なものとならなかつたのは、主催国であるシンガポールの姿勢にあるものではないかと筆者は理解している。

現時点でいえば、APT13 カ国の中で、アジア統合に最も不熱心な国は、筆者の見る限り、極めて残念ながらわが国である。そして、その次に不熱心な国がシンガポールである。他方、最も熱心な国は、マハティールの EAEG (東アジア経済グループ) 構想 (1989 年 12 月) 以来、今日に至るまで一貫してマレーシアである。また、中国もかなり熱心な国であると、筆者は理解している。

2. 「APT 第 2 共同声明」とその評価

2007 年 11 月、シンガポールで開催された「ASEAN+3」サミット終了後発表された「東アジア協力に関する第 2 共同声明」とその付属文書である「作業計画 2007-2017 年」について、レビューし、筆者なりの評価を下すことにしたい。

(1) 「東アジア協力に関する第 2 共同声明」(2007 年 11 月)

すでに述べたように、「ASEAN+3」(APT)創設 10 周年を記念して、1999 年 11 月の「マニラ宣言」に続くものとして、2007 年 11 月 20 日、シンガポールで開催された第 11 回 APT サミット終了後、「東アジア協力に関する第 2 共同声明」¹⁷が発出された。これもすでに述べたとおり、草案作りの担当は、2006 年から 2007 年にかけて、フィリピン政府 (2006 年の議長国) からシンガポール政府 (2007 年の議長国) に受け継がれる形で行われた。

「第 2 共同声明」で注目すべき諸点は、以下のとおりである。

第 1 に、APT が引き続き長期的な目標である東アジア共同体 (“an East Asian community”) 建設の主たる手段 (“the main vehicle”) として機能し続けるとの位置づけがなされている (2007a, III-A-1)。日本政府は、現在、東アジア・サミット (EAS) に肩入れしているが、東アジア共同体の建設は、あくまでも従来通り、APT の枠組みを中心

¹⁷ APT(2007a)

に推進するということを意味する。これは、極めて妥当なことであると、筆者は考える。日本政府は、こうした国際的な取り決めを最大限尊重して行動すべきである。

第2に、東アジア統合の進め方については、「開かれた地域的アーキテクチャー」(“an open regional architecture”) でいくということを謳っている(2007a, III-A-4)。これは、従来通りの方針であるが、この点については、筆者は大いなる疑問を抱いている。率直に言って、開かれた地域主義では、本格的な統合の推進は無理である。地域統合にとって最も大切なのは、当然のことながら域内の結束(“cohesion”)を高めることである。また、そもそも、「開かれた地域主義」(“open regionalism”)という言葉自体が、意味不明であり、自己矛盾である。論理的な定義付けは、不可能であろう。

域外諸国に対する外交的な配慮から「開かれた地域主義」という言葉を使うのは構わないかもしれないが、こうした虚ろな概念で実際に地域統合を進めることなど決してできない。EUも、アメリカなど域外諸国から「ヨーロッパの砦」(“Fortress Europe”)になるのではないかとの批判を浴びた際、いや、自分たちは決して「砦」にはなるつもりはないと対外的には主張してきた。また、統一通貨ユーロは、ドルに対する挑戦ではないとも対外的には常に言ってきた。しかし、実際の行動として、ヨーロッパがこれまでに積み上げてきた成果は、当然のことながら紛れもなく「閉された地域主義」(“closed regionalism”)に基づくものである。

この点についても、アジアはヨーロッパから良く学ぶべきである。いずれにせよ、アジアが今後、本格的に地域統合を目指すとするれば、この点に関しては非常に大きな方向転換が必要とされると、筆者は信じる。アジア統合に関する国際会議に出席してみると、実際に、開かれた地域主義が重要だと発言するアジアの識者は少なくないのであるが、こうした認識では意味のある段階にまで地域統合を進展させることは不可能である。そもそも、アジア域内諸国だけの関係者しか出演しない国際会議の場で、このような発言をする必要は全くない。

第3に、APTプロパーの事務局を設けるかどうかについては、引き続きASEAN事務局(於ジャカルタ)内のAPTユニットがこれを担当し、それを強化すると謳うにとどまっている(2007a, III-B-5)。2006年8月のNEAT政策勧告(“Memorandum No.3”)では、現在CMIの下に存在する経済サーヴェイランス・メカニズムであるERPD(the Economic Review and Policy Dialogue)を強化するために、APTの恒久的な事務局の設立を提案していた(NEAT(2006), Part III-32~33)。しかし、今回、この点では、NEATの提案は退けられた。ASEAN事務局については、率直に言って、効率性という観点から、満足しているという声はなかなか聞こえてこないのが実情である。ASEAN事務局のAPTユニットには、基本的に、日中韓3カ国からのスタッフが参加していないわけであり、CMIのERPDの強化という観点からだけでなく、事務局の全般的な能力の引上げという観点からも、APTプロパーの事務局の創設が強く望まれるところである¹⁸。

¹⁸ ちなみに、APEC(アジア太平洋経済協力、Asia-Pacific Economic Cooperation)は、1989年11月、

第4に、「APT 協力基金」(“APT Cooperation Fund”)の新設の新設が謳われている(2007a, III-B-5)。今後10年の「ワーク・プラン」の実行に際して必要な支出をカバーするのが目的だが、具体的な内容については、今後、詰めるとされている。

(2) 付属文書「ワーク・プラン 2007-2017年」

今回、「第2共同声明」の付属文書として、今後10年間の「ワーク・プラン 2007-2017年」(“APT Cooperation Work Plan 2007-2017”)が出た¹⁹。筆者としては、その中で、以下の諸点を注目すべきものとして挙げておきたい。

第1に、全般的な印象としては、東アジアFTA(EAFTA)と東アジア投資地域(EAIA)が成立した後の具体的な目標が定められておらず、今後10年間という長期的な事業計画(the Work Plan)としては余りにも野心的でなさすぎ低調である。

第2に、EAFTAとEAIAは、今後10年をかけて実現するのではなく、もっと迅速に進められるはずである。2007年11月までに、ASEANと日中韓3カ国との間のバイラテラルなFTAはすでにすべて調印済みである(Box.2参照)。すなわち、日中韓3カ国間で2国間FTAができれば、事実上、EAFTAは全体として完成するわけである。3カ国の政治的意思さえあれば、遅くともあと5年、急げば3年ぐらいで実現可能なはずである。EAFTAは、今年から2年かけてまず民間識者による検討が行われ、その後、政府間ベースの検討を行うことになっているようである²⁰。しかし、民間識者による検討と、政府間ベースでの検討をほぼ平行して行うなどして、検討のペースを大幅に早めることは十分可能なはずである。Box.2で示したように、すでに東アジアのFTAはここまで進展してきているのであり、この先なおも検討にいたずらに時間をかける必要はないのではないだろうか。そもそも、EAFTA、EAIAのいずれについても、2002年11月のEASG最終報告の中の9項目の中長期的施策としてすでに盛り込まれたものである(Box.1参照)。

第3に、2006年8月のNEAT政策勧告(“Memorandum No.3”)²¹では、東アジアに安定した為替相場メカニズムを創設する必要があるとあり、域内為替相場制度作りに向けたロードマップを作成すべきだとしていたが、この点についても、今回の「ワーク・プラン」では脱落している(NEAT(2006), PartIII-28, 34)。

第4に、2006年11月のNEAT政策勧告では、すでに決まっているCMIのマルチ化をさらに進め、これを地域の通貨基金(“a regional monetary fund”)に格上げするためのロードマップを作成すべきであるとしていたが、これについても、今回の「作業計画」では脱

キャンベラで第1回閣僚会議が開催されたことにはじまるが、1992年9月、バンコックで開催された第4回閣僚会議の際の「バンコック宣言」で、早々とプロパーの事務局の設立が決まった。現在、シンガポールに、独自の建物を有する事務局がある。また、アジア欧州会合(ASEM, Asia-Europe Meeting)も、同じ一角に独立した事務局を有する。

¹⁹ APT(2007b)。

²⁰ 2007年12月19日開催の東アジア共同体評議会(CEAC)第23回政策本会議における外務省側発言。

²¹ APT(2006)。

落している (NEAT(2006), PartIII-38)。

第5に、2006年11月のNEAT政策勧告では、各国中央銀行、金融監督機関、民間金融機関から成る「東アジア金融協会」(EAFA: East Asian Finance Association)を設立し、域内の金融監督の協力と域内決済システムの構築を提案していたが、これについても、今回の「作業計画」では脱落している (NEAT (2006), PartIII-45~46)。

第6に、「作業計画」では、ASEAN研究と東アジア研究を促進することにより、「東アジアのアイデンティティ」を育てると謳っている (2007b, Section D-6.6)。この点については、筆者としても、十分評価しうるものである。

しかし、2007年11月20日の「東アジア協力に関する第2共同声明」を全体としてみると、結局、たとえ「ワーク・プラン 2007-2017年」通りにいったとしても、10年後にわれわれが手にしているものは、東アジア FTA (EAFTA) と東アジア投資地域 (EAIA) ぐらいのものであり、「ASEAN+3」プロパーの事務局すらできていないという状況である。今後10年の計画としては、余りにも野心に欠け、低調であると言わざるを得ない。EAFTAやEAIA完成後に何を指すべきかを明記すべきであった。その意味から、アジア統合の進展が将来わが国の国益にとって極めて重要であると信じる筆者にとっては誠に残念である。

(3) 東アジア・サミットとその評価

他方、APTサミットの翌日の2007年11月21日、同じシンガポールで開催された第3回東サミット²²では、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」²³が採択された。とりわけ注目される温室効果ガス問題を含む気候変動に関し、宣言では、先進国の引き続き主要な役割を果たすべきであるとしながらも、発展途上国も応分の役割を果たすことが謳われている。そして、「各国の状況や能力に応じた責任 (の範囲内で)」²⁴としながらも、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC、1994年6月) の下で、実効的・包括的・衡平な「京都議定書」²⁵以後 (すなわち2013年以降) の国際的取り組みに向けたプロセスに積極的に参加することが謳われた。こうしたいわば「共通のしかし格差を伴った責任原則」 (“the Principle of Common but Differentiated Responsibilities”) の適用は、発展途上国を含めたすべての主要なプレイヤーの参加を促す有効な枠組みとして使われていくことになるであろう。EUも、2008年1月23日、「気候変動対策及び再生可能なエネルギー利用の促進に関する包括的パッケージ」を提案したが、そこでは、加盟国の所得水準に応じて、マイナス20%からプラス20%の温室効果ガス (GHG) の排出 (削減) 目標が掲げられてい

²² 構成国は、「AESAN10+3 (日中韓)」の13カ国に加え、オーストラリア、ニュージーランド、インドが加わり、合計16カ国の枠組みである。

²³ East Asia Summit (2007a)。

²⁴ “common but differentiated responsibilities and respective capabilities, as well as reflecting our different social and economic conditions”, EAS(2007a), para. 5。

²⁵ 1997年11月、京都で開催された国連気候変動枠組み条約第3回締約国会議 (COP3) において合意。

る²⁶。なお、アジアではこれに関連して、EAS環境相会合が、2008年第4四半期にヴェトナムで開催されることが決まった。

EASは、2005年12月の第1回サミットの際の「東アジア・サミットに関するクアラルンプール宣言」では、単に「対話のためのフォーラム」(“a forum for dialogue”)との位置づけであったが²⁷、今回のサミットによって、もう少し実質的な意味が与えられるようになってきたといえるかもしれない。しかし、それが、アジア統合の推進にとっても、またわが国の国益にとっても、果たして本当に好ましいことなのかどうかについては、筆者としては大いに疑問が残る。2005年12月の第9回APTサミット第1回EAS後のそれぞれの文書²⁸において、東アジア共同体の建設に関しては、APTが「主体たる手段」(“the main vehicle”)であり、EASは「大きな役割の一つ」(“a substantial role”)と位置付けられている。すなわち、APTが「主」で、EASが「従」であることは明白であるが、後に述べるように、当初の合意に反して2つの枠組みが並立する形となったため、エネルギーが分散されてしまったことは否めない。それが、東アジア共同体建設の主たる手段であり肝心のAPTの「第2共同声明」がNEATの政策勧告を余りよく反映したものとならず、野心に欠ける内容になってしまった大きな背景ではないだろうか。ちなみに、日本政府、とりわけ政策全体を統括する立場にある外務省は、少なくとも現時点では、APTよりもEASの方に力点を置いているのは明らかである。後に詳しく述べるように、筆者は、こうした日本政府の政策姿勢は、長い目でみると、わが国の国益に反することになるのではないかと、大いなる懸念を抱かざるをえない。

3. 東アジア FTA (EAFTA) の次に何を指すべきか？

(1) 次の目標は東アジア関税同盟 (EACU)

いまアジア地域統合については、日本国内では、FTA (もしくはEPA²⁹) に関する議論にほとんど終始している観がある。また、すでに述べたように、2007年11月のAPT「ワーク・プラン 2007-2017年」でも、EAFTA (東アジアFTA) とEAIA (東アジア投資地域) しか射程に入れていない。しかしながら、FTAぐらいで終わってしまったのでは、経済統

²⁶ 排出権取引 (ETS, Emission Trading Scheme) 以外の方法 (Non-ETS) による 2020 年のGHG排出削減目標は、2005年に比べ、EU27 各国平均ではマイナス 10%であるが、EU加盟国中国民一人当たりの所得水準が最も高いルクセンブルク、デンマーク、アイルランドはマイナス 20%、所得水準が最も低いブルガリアはプラス 20%、ルーマニアはプラス 19%となっている。European Commission (2008b)、p. 9 および 21。

²⁷ 「ASEAN+3」(2005)。

²⁸ APT (2005) 及びEAS (2005)。

²⁹ FTA (Free Trade Agreement) とEPA (Economic Partnership Agreement) の違いについて、本邦外務省のホームページでは以下のように定義している。FTAは、「特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定であり、EPAの主要な内容の一つである」としている。他方、EPAは、「特定の2国間または複数国間で、域内貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、国境および国内の規制の撤廃・各種経済制度の調和や協力等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である」としている。外務省経済局EPA交渉チーム (2007)、p. 20。

合としてほとんど意味がない。ベラ・バラッサ (Bela Balassa) の5段階の地域経済統合の理論でも、FTAは第1段階に過ぎない (Box.3 参照)。ヨーロッパは、最初からFTAをスキップし、バラッサの5段階でいうところの第2段階の関税同盟から始めた。1957年3月のローマ条約 (EEC条約) 以来、関税同盟と農業の共同市場を目指し、1968年7月、EC関税同盟とEC共同農業市場の両方を完成させた。また、1993年1月には、バラッサの第3段階であるEC共同市場がスタートした。そして、1999年1月から単一通貨ユーロを誕生させたEUは、現在、バラッサの経済統合の5段階でいえば第4段階、すなわち経済同盟の段階にある。EU (欧州連合) は、関税同盟からスタートし、その後は、必ずしもバラッサの5段階論どおりに統合の深化が進展してきたわけではないが、結局のところ概ねそれに沿った進展をみてきたと筆者は理解している。そして、EUは現在、第4段階の完成に向けて進行中と見ることができよう。もし仮にアジアがFTAで終わってしまうとすれば、ヨーロッパでいえば、EU非加盟国によって構成される欧州自由貿易連合 (EFTA: European Free Trade Agreement) ³⁰と同じことである。このように考えても、FTAで終わってしまうとすれば、余り意味がないということは容易に分かるであろう。

ちなみに、南米南部共同市場すなわちメルコスール (Mercosur: Mercado Comun del Sur) ³¹も、1995年1月、関税同盟として発足し、将来的には共同市場 (バラッサの第3段階) を目指している。加えて、南米諸国は、南米全体をカバーする「南米諸国連合」 (UNASUR: Union de Naciones Suramericanas) ³²を計画している。

アジアも、貿易面についていえば、東アジアFTA (EAFTA) を実現させた後、次のステップとして関税同盟を目指すべきではないだろうか。すなわち、筆者は、アジアは、EAFTAとEAIAの後の次のステップとして、「東アジア関税同盟」 (EACU: East Asian Customs Union) の創設を目指すべきであると考え。これまで、現実には、FTAから関税同盟に進化した例はほとんどないといわれるが、アジアの場合、このところ米韓FTAの合意 (2007年4月) や、韓国とASEANがともにEUとのFTA締結の動きを見せるなど、域外とのFTA締結に向けた動きが活発化している (Box2.参照)。また、こうした状況を受けて、日本経団連などから、日本も米国やEUとFTAを締結すべきだとの主張もみられるようになった。域外との差別化を図り、域内の結束 (cohesion) を高めるためには、域外に対して共

³⁰ EFTAは、1960年、EEC (欧州経済共同体) の設立に対抗して、イギリス (当時EEC非加盟国) を中心に作られた自由貿易協定で、英国、オーストリア、デンマーク、ノルウェイ、スウェーデン、スイスの7カ国によって発足した。その後、EC (EU) に加盟した国は、EFTAから脱退し、現在は、ノルウェイ、スイス、アイスランド、リヒテンシュタインの4カ国が参加している。いずれもEU非加盟国であり、EFTAの本部は、司法機関であるEFTA裁判所を含めてスイスのジュネーヴにある。

³¹ メルコスールは、元々、南米の南部諸国の同盟と始まり、事務局は、ウルグアイのモンテヴィデオ (Montevideo) で、現在、加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ヴェネズエラの5カ国。準加盟国は、チリ、ボリヴィア、ペルー、エクアドル、コロンビア。

³² 2007年4月17日、ヴェネズエラのマルガリータ島で開催された南米エネルギー相サミットの際、「マルガリータ宣言」が出され、南米12カ国は、従来からの構想であった「南米共同体」 (CSN, Comunidad Suramericana de Naciones) の名称をUNASURに変更することで合意した。彼らは、UNASURの事務局をエクアドルのキトに、そして、”The Bank of South” をブラジルのブラジリアに設置することを目指していると言われる。

通関税率を適用する関税同盟を「ASEAN+3」の次のターゲットにすることには、大きな意義があるものと考えられる。

確かに、関税同盟を目指すことは、参加各国政府にとって非常に高いハードルを越えなければならないことを意味する。なぜなら、各国は、WTOの多国間交渉（MTN）を含めて国際貿易交渉における権限を失い、APT事務局に主権を委譲しなければならないからである。しかしながら、他方、関税同盟になれば、現在、域内で錯綜するいくつものFTAの下において手続面で非常に煩雑化している原産地証明に要するドキュメンテーション・コスト等を大幅に引き下げることができる。また、一本一本内容の異なるFTAが域内で錯綜し、あたかもボウルの中で絡み合ったスパゲッティのようだとするいわゆる「スパゲッティ・ボウル現象」は、単に原産地規則の問題というよりも、FTA自体が生み出す制度的な問題でもある³³。関税同盟にすれば、この点を克服することもできる³⁴。そもそも、経済統合というからには、少なくともバラッサのいう第3段階である共同市場の段階ぐらまでは行かなければ意味がないが、それに向かう基盤作りという観点からも、関税同盟は不可欠ではないだろうか。

他方、東アジアの関税同盟案については、シンガポールの関税率が多く品の目についてすでにほとんどゼロに近いと、難しいとする意見もある。関税同盟は、域外に対して共通関税を持つことになるので、シンガポールの場合、多くの品目について引き上げなければならないかという議論である。しかし、それについては、例外を設けるなどして対処できないことはないはずである。現実には、WTO交渉にせよ、FTAにせよ、関税同盟にせよ、例外条項はつきものである。

(2) アジア版 EMSこそブレイクスルー

そして、究極的には、やはり域内の「脱ドル」(de-dollarisation)を目標とすべきであり、そのためのブレイクスルーは、域内共通通貨制度の構築である。すなわち、「アジア版 EMS」(“the Asian EMS”)もしくは「アジア版 ERM」(“the Asian ERM”)を創設することが決定的に重要なポイントである。

なお、2007年8月のNEATの政策勧告(“Memorandum No.4”)において、またアジア開発銀行(ADB)においてはかなり以前からいわゆる「アジア通貨単位」(ACU: Asian Currency Unit)を提唱している。ACUは、無論、あった方が好ましいに違いないが、誤解してはならないのは、ACUは、アジア域内の「脱ドル」という究極の目標にとって、ブレイクスルーになるわけでは決していない。ヨーロッパでも、EMS(欧州通貨制度)の下にECU(欧州計算単位)が作られ、債券の建値通貨としてはこれがかなり広く使用されたが、域内基軸通貨の米ドルからドイツ・マルクへのシフトにECUの存在が大きく貢献したとい

³³ 外務省経済局EPA交渉チーム(2007), pp. 187-188。

³⁴ Michael Holden (2003)。

うわけではない。また、筆者としては、EMS は、当初の目標をかなり良く達成し、大成功を収め、1999 年 1 月からの単一通貨ユーロの誕生につながったと考えるが、ECU がなかったとしたら、EMS は成功しなかったというわけでもないであろう。ヨーロッパが、長年の悲願であった「域内介入通貨としてのドルの機能の剥奪」に、1980 年代半ばになって成功したのは、ECU の存在していたためではなく、1972 年 4 月の EC スネイク制の採用に始まり、27 年間近くにわたって域内固定為替相場制を持続してきたからに他ならないのである。

私は、「アジア版 EMS」を含めた全体のロードマップとして、具体的には、以下のような 3 段階の「アジア通貨同盟」(AEMU : Asian Economic and Monetary Union) 案を提案している (Box.4 参照)³⁵。

第 1 段階は、日本を除くアジア諸国が 3 極バスケット・ベースの固定為替相場制を採用するということである。ここでいう 3 極とは、ドル、ユーロ、円の 3 つの主要な国際通貨のことである。

第 2 段階は、アジア版 EMS の構築である。今後、アジア地域統合は、基本的には「ASEAN+3」の 13 カ国で行うとしても、これには発展段階のかなり低い CLMV 諸国も含まれており、これらの諸国を待っているわけにはいかない。そもそも、アジア版 EMS の構築のためには、「自由な交換性」(free convertibility) を持つ通貨であることが参加の条件になる。現時点では、アジアで、この条件を満たすのは、円、香港ドル、シンガポール・ドルの 3 つだけである。しかし、台湾ドル、韓国ウォン、マレーシア・リングgit の 3 つの通貨は、いまずぐにでも自由な交換性を持たせようと思えばできないことはない通貨である。したがって、当面、この 6 つの通貨の間で、共通通貨制度 (固定為替相場制度) を作ることから始めてはどうだろうか。台湾と香港は、いまのところ APT に参加していないが、両方ともすでに出来上がっているインフォーマルな東アジアにおける製造業の生産工程別分業の非常に緊密なネットワークに欠くことのできない経済地域であることから、われわれとしては、中国に対して、両地域の APT への参加を認めるよう働きかけていくべきである。そもそも、2000 年 5 月にチェンマイ・イニシアティブ (CMI) 以降始まった東アジアにおける政府間の合意を伴った統合の動きは、1985 年 8 月のプラザ合意以降本格化した民間企業の活発な直接投資 (FDI) によって築かれたインフォーマルな経済統合の上に、フォーマルな枠組みを積み上げていく行為に他ならない。

また、あと数年経てば、タイ・バーツや中国人民元も自由な交換性を持たせることができるかもしれない。そうすれば、8 つの通貨でアジア版 EMS を構築することが可能となる。そして、アジア版 EMS を何年か続けていけば、アジアでも欧州と同じように、ドルの域内基軸通貨としての機能の剥奪に成功することができるであろう。

第 2 段階が成功すれば、第 3 段階として、域内単一通貨の実現 (AEMU の誕生) も視野

³⁵ 基本的には、山下 (2002a) pp. 259-261 で述べた 3 段階の AEMU 案と同様である。そして、その骨子は、すでに、アジア通貨危機直後の山下 (1998) で述べている。

に入ってくるであろう。

このように、経済統合についていえば、通貨面での枠組み作りが決定的に重要となるが、それと合わせて、実体経済面では共同市場の創設を進めていく必要がある。その意味からも、アジアは、EAFTA と EAIA 後の次の目標として関税同盟に狙いを定めるべきである。

(3) アジア通貨基金 (AMF)

また、財務省が担当している APT の 13 カ国をベースとしたチェンマイ・イニシアティブ (CMI) とアジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) は、域内共通通貨システムの構築にとっても極めて重要な支援材料やインフラストラクチャーとなりうるものである。とりわけ、京都で開催された第 10 回「ASEAN+3」財務大臣会議で、CMI のマルチ化が合意されたことは意義深い。すなわち、段階的なアプローチを踏みながら、一本の契約の下に、各国が自ら運用を行う形で外貨準備をプールすることで原則一致した³⁶。CMI のマルチ化については、実現に向けた障害もまだ小さくないようであるが、それを乗り越え、さらには究極的には、2006 年 8 月の NEAT 政策勧告 (“Memorandum No.3”) で指摘しているように³⁷、「地域の通貨基金」 (“a regional monetary fund”) への格上げを目指すべきである。

また、かねてより行われていた APT の域内経済サーヴェイランスの枠組みである「域内の経済情勢に関する政策対話」(ERPD: Economic Review and Policy Dialogue)³⁸が、2005 年 5 月イスタンブールで開催された第 8 回「ASEAN+3」財務大臣会議において、CMI の枠組みへの統合と強化が決まったことも重要である。今後は、早期警戒システムの構築や、為替レートを経済サーヴェイランスの対象に加えることなどが、特に重要な課題といえよう。

アジア通貨基金 (AMF) 構想については、かねてより、IMF が存在するのに「屋上屋を架するものである」との批判があるが、それは IMF が有能かつ有効に機能を果たしていたとしたら はじめて言えることである。そのような議論は、1997 年のアジア通貨危機の際、アジア諸国が IMF に対して抱いた失望の大きさを理解していないといわれても仕方がないのではないだろうか。IMF には、極めて抜本的な改革が必要とされるが、IMF に本気で改革を迫るには、競合する機関を設立し、健全な「競争原理」を導入するしかないのではないだろうか³⁹。すなわち、それこそ IMF が信奉する市場原理の導入である。

(4) 東アジア・メディア・コンソーシアム

³⁶ 「ASEAN+3」(2007c)。また、繰り返しになるが、CMI の進展状況と問題点については、山下 (2007b)、pp. 5-9 を参照。

³⁷ NEAT (2006)、Part III-38。

³⁸ 年 1 回の APT 財務大臣会議に加え、年 2 回、財務大臣・中央銀行総裁代理の間で、域内各国の経済状況や政策課題に関する政策対話に重点をおいた会議が、2002 年から実施されている。財務省ホームページ。

³⁹ Yamashita (2004)。

また、アジア統合を進展させるには、域内の幅広い人々の理解が欠かせない。2007年8月、シンガポールで開催されたNEAT会合の際、記者会見が行われたが、その際、地元の記者から、東アジア共同体建設は、APTとかNEATなどの一部の人がしか関与しないトップ・ダウンのものであり、一般市民の声が余り反映されていないのではないかと質問があった。また、実際に、NEAT終了直後に発行された現地紙『ストレーツ・タイムズ』⁴⁰も同じ趣旨の報道を掲載していた。各国代表団としてNEATに出席したわれわれにとっては、こうした疑問は意外であったが、この種の議論は、欧州統合プロセスにおいてこれまで散々指摘されてきたことでもある。EUは、これまで何回か、「市民の反発」によって、欧州統合プロセスに手痛い打撃を蒙ってきた。最近についていえば、2005年、フランスとオランダの国民投票によって欧州憲法条約が否決され、深刻な停滞に直面した例が記憶に新しい⁴¹。

こうしたことを教訓に、アジア域内でも、一般市民に対して、アジア統合の理念とアジアのアイデンティティを伝え、普及させていく努力が必要とされる。その意味から、各国メディアを横断的に組織した「東アジア・メディア・コンソーシアム」(EAMC)を構築すべきである。また、これによって、アジアの見方を域外に伝えていくことも可能となる。1996年に設立されたカタールのドーハを拠点とする『アル・ジャジーラ』の大成功、2006年12月スタートした『フランス24』など、国際ニュース・メディアもこのところ多極化が著しい。東アジアからも、こうした動きに一石を投じたいものである。

4. わが国は今後どのような政策姿勢を取るべきか？

(1) 「ASEAN+3」の枠組みを重視すべし

いま、世界的にも、また日本にとっても、歴史的に大きな転換点を迎えているとの認識が必要とされる。実はこれまでも、世界は大きく変化してきたのであるが、いま特に歴史的な節目にあると考えられることから、今後、国際社会はさらに急速な変化を遂げるであろう。すなわち、われわれは、今後グローバル・ガバナンス構造の劇的な変化を目指することになるのではないだろうか。

すでに述べたように、外務省は明らかにAPT13カ国よりもEAS16カ国の枠組みの方を重視している。また、経済産業省は、すでに述べたERIAも16カ国をベースとするものであるが、さらに「東アジアEPA」(CEPIA, Comprehensive Economic Partnership)構想を推進している⁴²。これは、16カ国の間でEPA(経済連携協定)を結ぼうというものである。EPAは、概していえば、FTA(自由貿易協定)と投資協定を合わせた概念であると考えら

⁴⁰ *The Straits Times*, Aug. 23, 2007.

⁴¹ 詳しくは、山下(2007a)参照。

⁴² 経済産業省のアジア地域統合に関する政策については、詳しくは『2007年版 通商白書』第4章第3節「東アジア大の経済統合に向けた連携強化の取組」を参照、経済産業省(2007b)。

れるため、CEPIAは、16カ国ベースでFTA⁴³と域内投資協定⁴⁴の双方の実現を目指したものである。ただし、財務省は、チェンマイ・イニシアチブ（CMI）やアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI, Asia Bond Market Initiative）といったAPT13カ国の枠組みを推進してきている。

しかし、全体として、日本政府がAPT13カ国の枠組みよりもEAS16カ国の枠組みを重視する姿勢であることは明らかである。このことは、長い目で見た場合、我が国の国益に反するのではないかと、筆者は従来から指摘し、大変危惧してきた。その理由は、以下の6点である。

第1に、そもそも東アジア・サミットは、2002年11月の東アジア・スタディ・グループ（EASG）最終報告書の中で、中長期的施策9項目のうちの一つとして、「〈ASEAN+3〉サミットの東アジア・サミットへの進化」として明確に謳われているものである（Box.1参照）。すなわち、日中韓といういずれも世界的に大きな経済的規模を持つ国々がASEANの後に来て、しかも単に「プラス3」と表現される「ASEAN+3」という名称は如何にも不自然なので、「東アジア」という本来ふさわしい名称に変更しようという合意だったのである。しかし、すでに述べたように、日本政府が参加国の拡大提案をしてしまったために、EASは、APTにとって代わるという元々の国際合意の趣旨とは異なり、結果として2つの枠組みが併存する形となってしまったのである。EASG最終報告書は、今日に至るまで、アジア地域統合の先行きを示した最も重要な公式文書である。また、この最終報告は、2002年11月、当時の小泉首相も出席し、プノンペンで開催された第6回APTサミットへも提出され、了承されたものである。こうした首脳同士の合意内容と異なる行動を日本政府はしてしまったということである。2つの枠組みが併存することになってしまった結果、すでに述べたように、エネルギーが分散され、APTの「東アジア協力に関する第2共同声明」とその付属文書である今後10年間の「ワーク・プラン」が低調なものに終わってしまうことにつながった。

第2の理由は、アジアのアイデンティティーにかかわる問題である。かねてよりアジアのアイデンティティーは希薄なのではないかとする意見が少なくない中で、歴史的、文化的、民族的に明らかにアジアとは異なる背景を持つオセアニアを入れることは、アジアのアイデンティティーをさらに一層あいまいなものにする。

第3に、あいまいなアイデンティティーは、アジアの結束（cohesion）をさらに弱めることにつながる。繰り返しになるが、地域統合の推進にとって最も重要なのは、域内結束力の強化であることは論をまたない。APTには、すでに13カ国もの国々が含まれており、地域統合を開始するには、数がそもそも多すぎるぐらいである。ヨーロッパは、6カ国、しかもいずれも同じような経済発展段階の国々から統合をスタートさせ、その後、徐々に拡大していったことを忘れてはならない。

⁴³ APT13カ国の枠組みでいうと、EAFTAに相当する。

⁴⁴ APT13カ国の枠組みでいうと、EAIAに相当する。

第4の理由は、いまグローバル・ガバナンス構造は、大きく変容し始めており、日本政府の行動は、そうした歴史的な潮流の変化にむしろ逆行するものである。というのは、日本政府が、EAS 成立の際、参加国の拡大提案をした背景は、2つあり、ひとつは、対米関係に対する配慮からであり、いまひとつは、中国に対する牽制である。前者については、米国が入らないアジアの地域統合が進展することを望まないアメリカに配慮して、いわゆる米国と価値観が近いオセアニアを加えれば、米国を安心させることができるのではないかということである。しかし、世界は、もはや多極化（polarisation）に向かって大きく動き出しており、こうしていつまでも度を越した対米配慮を続けることは、我が国にとって、歴史的な大失敗につながりかねない。いま、我が国は、歴史的に大きな岐路に立っていると認識すべきである。

もうひとつの中国に対する牽制がどこから出てきたのかというと、直接的には、第1回EASの開催地の北京への誘致を中国政府が熱心に働き掛けたこととも浅からぬ関連があるようである。すでに述べたように、第1回EASの開催地は、最終的には、マレーシアのクアラルンプールに決まったが、当初、中国が主催を熱心に取りに行ったことで、日本政府は、東アジア共同体が中国主導で進められることを過剰に懸念したものと推察される。実際、2007年4月、上海国際問題研究所（SIIS）の主催で開催されたASEAN40周年と「AEAN+3」の10周年を記念する国際会議（於上海）⁴⁵で、出演者の一人で中国を代表するアジア地域統合論者である張蘊嶺（Zhang Yunlin）中国社会科学院（CASS）アジア太平洋研究所長は、中国が第1回EASの開催を取りに行ったことは失敗だったと思うと発言した。すなわち、そのことが、日本政府を必要以上に刺激し、参加国の拡大提案とその固執に結びつき、結果として、APTとEASの2つの枠組みの併存という形になってしまったのではないかという見方である。

第5の理由は、これまでのアジア地域統合プロセスの中で最も顕著な成果を上げているスター的存在は、APTをベースとしたチェンマイ・イニシアティブ（CMI）であり、これをベースにアジア統合を推進するのが最も建設的である。すでに述べたように、CMIには、将来の域内通貨システムの構築にとって不可欠な域内経済サーヴェイランス・メカニズムも、近年、組み入れられた。また、2003年8月に正式合意されたアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）⁴⁶も、アジア諸国の債券発行を域外通貨ではなく域内通貨で行おうとする試みであり、「アジアの脱ドル戦略」という観点から非常に重要なものであるが、これもAPTをベースとして進められている。

筆者が、アジア統合を16カ国の枠組みであるEASではなく、13カ国の枠組みであるAPTで推進すべきだとする第6の理由は、EASは、基本的にどの国でも参加できる枠組みにすぎ

⁴⁵ この国際会議の全体テーマは、『ASEANの発展と東アジア協力』というものであり、プログラムについてはYamashita（2007b），pp. 50-53を参照。筆者も、この国際会議の第3セッションにスピーカーとして出演・報告した。

⁴⁶ 2003年8月、マニラにおいて開催された第6回「ASEAN+3」財務大臣会議において、正式合意された。ただし、ABMIの構想が発表されたのは、2002年9月。東アジア諸国の現地通貨建債券市場の発展状況については、山下（2004b）、pp. 8-9を参照。

ないからである。どの国でも参加できるということは、地域統合の枠組みとしては、ほとんど何の意味も持たないということである。EASへの参加資格は、「東アジア・サミットに関するクアラルンプール宣言」(2005年12月)⁴⁷の第5項目でも明文化されているように、「ASEANがそれ以前に決めた基準による」とされている。そして、その基準⁴⁸とは、具体的には、①ASEANと実質的な経済的リンクを有すること、②「ASEAN対話パートナー」であること、③「東南アジア友好協力条約」(TAC)をASEANとの間で締結していること、の3つである。このうち、最もハードルが高いのは③であるが、これさえ満たせば、どの国でもEASに参加できることになる。また、すでに述べたように、一連の文書でも、APTが東アジア共同体建設の「主たる手段」(“the main vehicle”)であるとされており、この意味からもすでにドキュメントの上で勝負はついているのである。ちなみに、ロシアも、2004年11月、ASEANとの間で東南アジア友好協力条約を締結済みである。

このように、筆者は、我が国の現在の政策姿勢に対して大いなる懸念を抱いているが、EASの参加国が拡大することになった経緯等⁴⁹を、ここで簡単に明らかにしておきたい。

2002年1月、小泉首相のアジア外交政策演説(通称「シンガポール演説」)⁵⁰において、APTにオーストラリアとニュージーランドの2カ国を加えた形の「東アジア共同体」の構築が提案された。これを踏まえ、日本政府は、2005年12月開催の東アジア・サミットに向けて、オセアニアの2カ国を加える形の参加国拡大提案を打ち出した。日本提案に対しては、2002年11月のEASG最終報告において中長期的施策として合意された内容に反するものであったため、当然のことながら、当初、多くのアジア諸国は、強く反発した。結局、当初は、日本とシンガポールの2カ国のみが拡大提案を支持した。しかし、その後、インドネシアのユドヨノ大統領がオーストラリアをEASに加えることを容認する姿勢に転じたことから、流れが変わった。他のアジア諸国も、EASがAPTにとって代わるものではなく、新たな枠組みとして誕生する形なら参加国の拡大もやむを得ないという雰囲気となった。そこで、主催国のマレーシアとしては、あくまでもAPTが主であることを示すために、EASの形骸化を図る戦略に出たものと思われる。具体的には、マレーシアは、インドのEASへの参加を提案し、なおかつ、ロシアをマレーシアのゲストとして第1回EASに招いて、プーチン大統領に演説までさせたのである。

また、当初、EASは2年に1回、開催する予定であったが、第1回EAS会合終了の際、次のAPT主催国であるフィリピンのアロヨ大統領が、自国が主催する一連のASEAN関連の首脳会議にEASが欠けることを嫌い、EASの同時開催を強く望んだために、2007年1月⁵¹に第2回EASが開催されることになった。そして、その後、EASも毎年、開催されるようになった。

⁴⁷ East Asia Summit (2005)。

⁴⁸ 2005年4月9日、フィリピンのセブ島で開催されたASEAN非公式外相会議で決定された。詳しくは、山下(2006b)、pp. 73-74参照。

⁴⁹ 詳しくは、山下(2006b)、pp. 73-76を参照。

⁵⁰ 詳しくは、山下(2004)を参照。

⁵¹ 当初、2005年12月の開催予定であったが、台風の襲来予想のために翌年1月に延期された。

このような経緯を経て、当初、単なる「対話のためのフォーラム」として位置付けられてきたEASが、2007年11月の第3回から多少実質化してきたといえる。したがって、EASが実質化するとともに肝心のAPTが停滞するようになった背景には、フィリピン政府の対応も一因ではあるが、やはり、そもそもそれ以前の国際合意（EASG最終報告）に反して参加国の拡大提案をしてしまった日本政府の責任は誠に大きい。

東アジア共同体評議会（CEAC）では、毎年、APTサミット、EASなど一連の会議直後、それらの会議に出席した外務省アジア大洋州局の審議官、担当課長（アジア地域政策課長）を招いて、政策本会議を開催し、われわれCEAC有識者議員との間で議論してきた。筆者は、そうした会議でも、日本政府の姿勢に大きな疑問と懸念を明確かつ一貫して表明してきた。すなわち、2005年12月21日開催の第11回政策本会議では、「日本は（EASの参加国拡大提案で外交の）道を踏み外した」、「APTに戻るべき」「アジアの分断支配を意図するアメリカのロジック日本は乗ってしまった」と発言した⁵²。また、2006年7月31日開催の第16回政策本会議では、「東アジア・サミットについて、本当に懸念というか、日本政府は全く余計なことをしてしまった」と発言した⁵³。

多くのアジア諸国は、オセアニアを入れた形のアジア地域統合をおそらく認めないであろう。また、すでに述べたように、地域統合にとって最も重要な要素である域内結束（cohesion）の観点からも好ましくない。なお、インドは歴史・文化的に見てアジアのアイデンティティーに欠くべからざる存在なのであり⁵⁴、いずれはインドも加えるべきであるが、アジア地域統合プロセスは、2000年5月、APTをベースとしたCMIから始まったのであり、当面はAPT13カ国で進めるべきである。オセアニアを入れることは、アジアのアイデンティティーと結束（cohesion）の両方にとって大きな脅威となる。したがって、わが国が、従来のEAS重視の政策姿勢を取り続けるとすれば、結局のところ、わが国だけがアジア地域統合の枠組みから出ていかざるを得なくなるかもしれない。筆者は、このまま日本が政策姿勢を変更しないとすれば、そうしたことになってしまう可能の方が大きいのではないかと危惧する。それは、わが国にとって、最悪のケースである。アジア地域統合は、すでに東アジアにおいてすでに出来上がっている製造業の生産工程別分業のネットワークの上に、政府間の合意を伴ったフォーマルな統合を築き上げていく作業にはかならない。わが国が、この枠組みから出ていくとしたら、1985年8月のプラザ合意以降、日本企業が海外直接投資によって営々と築き上げてきた東アジアのネットワークから得られる非常に大きなベネフィットをみすみす失うことになる。マハティールのEAEG構想（1989年12月提案）のころは、日本が入らないアジアの経済的枠組みには意味がなかったが、いまは違う。たとえ日本が入らなくとも、アジア地域統合はそれなりに進展するであろう。

52 東アジア共同体評議会ホームページ上の第11回政策本会議の速記録を参照、<http://www.ceac.jp>。

53 東アジア共同体評議会ホームページ上の第16回政策本会議の速記録を参照。

54 筆者は、アジアのアイデンティティーは、長い歴史的にはインド文明と中国文明の影響、さらには近代に入ってから近代国家建設と経済発展のモデルとしての日本の影響を受けた地域であると理解している。詳しくは、Yamashita (2007a)を参照。

(2) アジア統合の日本にとっての意義

結局のところ、日本人がアジア統合に熱心でないのは、アジア統合の日本にとっての意義や必要性が正しく認識されていないからである。アジア統合の日本にとっての必要性は、経済的なものと政治的なものがある。経済的なものは、今後も何回か発生するであろう米ドルの暴落からわれわれアジアは如何にして自らを守るかということである。その答えは、すでに述べたように、「アジア版EMS」を作り、外部のショックに対する隔離効果を持たせるということである⁵⁵。また、政治的必要性は、ヨーロッパにおいてドイツがしたと同じように、日本がアジア統合に積極的に貢献することを通じて、近隣諸国からの信頼を勝ち得るとともに、アメリカからの独立を果たすということである。

このように、アジア統合の日本にとっての意義と必要性を正しく認識すれば、EAS などという虚ろな枠組みと戯れている暇などないと悟るはずである。率直に言えば、とりわけ外務省には、経済音痴を克服し、アジア統合のわが国にとっての意義と必要性を正しく認識してもらいたいものである。

また、世界の潮流変化についても、想像力と先見性を働かせ、正しく認識する必要がある。政府やマス・メディアに「重用」されている日本の多くの外交・安全保障専門家は、想像力と先見性に極めて乏しく、少なくともあと四半世紀、へたをするとあと半世紀にわたって米国の一極支配が続くと考えているようであるが、そのようなことはまず起こらないであろう。米国の一極支配というような状況は比較的近い将来終焉を迎えることになるであろう。冷戦崩壊後 20 年間、米国の一極支配が続いてきたが、その間、アメリカは、社会も人々もかなり腐敗した。結局のところ、「すべての独裁は腐敗する」ということが、グローバル・ガヴァナンスにも当然のことながら当てはまるということではないだろうか。アメリカ経済は、今後、長期趨勢的な衰退過程に入るであろう。サブ・プライム住宅ローン危機に端を発した米国経済の現状は、これまでの米国型成長モデルの行き詰りと経済の長期衰退過程の始まりを象徴しているように思われる。その結果、グローバル・ガヴァナンス構造は、今後激変 (sea change) し、世界の多極化 (polarisation) が一層進展していくことになるだろう。

アジア統合プロセスもそうした多極化の一環としてとらえるべきである。すなわち、世界の潮流変化に呼応した必然的な動きなのであり、もはや誰にも止められない。換言すれば、アジア統合は、もはや "Whether" (「進展するかどうか」) の問題ではなく、"How" (「どのようにそしてどこまで進展させるか」) の問題である⁵⁶。

次に、日米関係とアジア統合の関連について考えてみたい。例によって、度を越した対米配慮からアジア統合へのコミットメントをためらう日本人が少なくない。無論、アメリ

55 詳しくは、山下 (2007e) を参照。

56 詳しくは、山下 (2003) を参照。

カにとっては、アメリカが参加しない有力な地域の枠組みは、好ましくないと考えるのが本音であろう。これは、EUについても、南米の UNASUR（南米共同体）についても、アジア統合についても基本的に同じであろう。しかし、アメリカが好むと好まざるとにかかわらず、アジア統合は進展する。マハティールの EAEG 構想のとき、米国は日本に対してあからさまな外交的な圧力をかけて、日本の参加を拒んだが、今回もそうした政策オプションは、米国にとって好ましい選択だろうか？すでに述べたように、仮に、日本が降りたとしても、いまやアジア統合は日本抜きでもそれなりに進展する。しかも、その場合、アジア統合が、事実上、中国一国が中心となって進められることを意味する。それが、アメリカにとって好ましい選択だとは思えない。すなわち、アメリカにとっての現実的かつ究極的な選択は、日本も参加し、日中両国が中心となってアジア統合が進められるのか、それとも、中国一国が中心となってアジア統合が進むのかの二者択一である。どちらが、アメリカにとってより好ましい選択であるかは、筆者には明白に思えるのであるが…。

(3) 東アジアの巨人は2人

先にも触れた 2007 年 4 月の上海国際問題研究所 (SIIS) 主催の国際会議には、アジア統合に関する識者が APT とインドの 14 カ国から集まったが、そこでの議論でほぼ皆の意見が一致していたのは、東アジアの巨人は日本と中国の 2 カ国であり、欧州統合が独仏両国の主導によって進展してきたことを考えると、アジア統合推進のリーダーシップは日中両国と考えるのが自然であるということであった⁵⁷。折角、アジアの皆がそのように言っているのであるから、日本は、中国と一緒に堂々とアジアにおいてリーダーシップを取ればよいのではないだろうか。日本外交は、もっと自信と誇りと気概を持って、ダイナミックに事に当たるべきである。時が経つにつれ、中国の突出がさらに際立ってくるかもしれない。そうすると、アジア諸国も、東アジアのジャイアントは、中国一国だけといわざるを得ない状況になるかもしれない。その意味でも、わが国は志を高く持ち、いまのうちに行動を起こさないと、機を逸することになるかもしれないのである。

日中両国がアジア統合において、共同してリーダーシップを取ることが必要とされるが、そのためには、欧州統合が独仏の歴史的和解を宣言した「シューマン宣言」(1950 年 5 月)⁵⁸によって動き始めたことを考えると、日中の歴史的和解が不可欠である。そのきっかけとなりうるのは、環境・エネルギーの分野であろう。これらの鍵と成りうる分野で、両国の歴史的和解を視野に入れたダイナミックな協力が強く望まれる。

日中間の歴史的和解というと、非常に現実的ではないように感じる向きも多いと思うが、二国間の外交関係は大きく変化することも十分にありうる。例えば、中印関係は、つい数年前までかなり険悪であった。筆者は、2002 年 10 月、2 週間ほど上海の復旦大学にゲスト・

57 詳しくは、山下 (2007c)、(下) pp. 2-4 を参照。

58 詳しくは、山下 (2002a)、pp. 13-15 を参照。

フェローとして滞在した経験があるが、その頃、学生たちの間で、インドに対する敵愾心が非常に強いことを目の当たりにした。しかし、2005年4月、「国境問題を解決する政治的指導原則」で合意に達して以来、中印関係は驚くほど急速に回復し、先頃のインドのマンモハン・シン首相の北京訪問時の2008年1月14日、温家宝首相との中印首脳会談後の共同文書「中印両国の21世紀における共有ヴィジョン」では、中国がインドの国連安全保障理事会（UNSC）の常任理事国入りを支持する旨の文言が盛り込まれるまでに至った⁵⁹。また、翌15日に行われた胡錦涛主席との会談でも、そのことが確認された。僅か数年前の中印関係と比べるとまさに隔世の感があり、アジアのみならず世界の潮流変化の観点からも注目に値する大きな出来事といえよう。日中間の歴史的和解も、両国が真剣に取り組んでいけば、筆者は十分実現可能とみている。

（4）民主主義を強調しすぎるな

次に、民主主義とアジア統合との関連について述べたい。わが国は、APTやNEAT等の東アジア共同体を議論する場で、常に文書に民主主義などの価値観を共有する枠組みを目指すとの文言を入れるよう強く主張してきた。無論、アジアの統合体も、将来的にはそうした価値観に基づく枠組みになるべきであるが、現実には残念ながらAPT13カ国の中で真の意味での民主主義国は、いまのところおそらく日本と韓国の2カ国しかない。言論の自由がない国がまだ数多いし、言論の自由はあっても全体として民主主義がうまく機能しているとは言い難い国もある。

こうした状況下で、わが国が民主主義的な価値を前面に打ち出すことについては、筆者は疑問なしとしない。なぜならば、第1に、全体としてわが国がアジア統合の推進を熱心に働きかけ、リーダーシップを明確に発揮しているのであれば文句はないが、現実にはそうした状況には全くない。いまのところ、日本は、基本的にはかなり消極的・受動的に対応しているにすぎない。あるいは、むしろアジア統合の推進については、日本はこれまで重要な局面で、他のアジア諸国の期待を三度裏切ってきたことを忘れてはならない⁶⁰。すなわち、①マハティールのEAEG構想（1989年12月）に対して米国の反対を恐れて参加を見送った、②1997年アジア通貨危機直後浮上してきたアジア通貨基金（AMF）構想に対しても米国に反対されると手を引いてしまった、③2005年12月のEAS発足に際してEASG最終報告の合意に反してオセアニアも入れるべしとする参加国の拡大提案を行い統合プロセスをいたずらに複雑化した。筆者に言わせれば、日本は、アジア統合プロセスに関していえば、いわば「前科三犯」なのである。このよう状況で、アジアでは到底すぐには実現できない民主主義的価値観をだけを主張するとしたら、他のアジア諸国から煙ったがられ

59 共同文書に盛り込まれた文言は、”The Chinese side understands and supports India’s aspirations to play a greater role in the United Nations, including the Security Council.”とあり、かなり明確な表現である。The People’s Republic of China and the Republic of India (2008)。

60 詳しくは、山下 (2007e)、pp. 20-22 を参照。

るだけである。また、アメリカが企図するアジアの分断支配（“divide and rule”）に、日本は加担する目的で、そうした主張をしているのではないかとの疑念を抱く向きもあるかもしれない。

第2に、日本がアジア統合において民主主義的価値観を強調するのは、多分に中国を牽制しているつもりであろうが、いまのところ APT13 カ国のうち2カ国しかまともな民主主義国が存在しない中で、そうしたことに固執すれば、ほぼ他のすべてのアジア諸国を牽制することになってしまうことに留意すべきである。すなわち、日本として、「われわれはあなた方とは違うのだ」ということをわざわざ言いに行くようなものである。東アジア共同体の建設、すなわち東アジアの結束（cohesion）について議論しようという場で、そうした主張をするのは、外交戦術的に如何にも稚拙ではないだろうか。

第3に、そんなに本当に民主主義的価値観が大切だと言うのなら、ブッシュ政権下で現実にアメリカにおいて行われている民主主義や人権の重大な侵害にも我慢がならないはずである。然るに、この点を厳しく指摘する日本の識者は極めて少ない。筆者は、現在、米国において実現している民主主義のクオリティは、成熟した民主主義国中最低ではないかと厳しく指摘している。ズビグニュー・ブレジンスキーでさえ、近著の中で、「アメリカの象徴は、もはや〈自由の女神〉ではなく〈アブ・グレイブ収容所〉になってしまった」と嘆いている。ヨーロッパの識者の中にはこうした筆者の考えに同調してくれる人が少なくないが、残念ながらわが国においては稀である。日本人の民主主義は、二重基準ではないかと、アジア諸国から指摘されたら、どのように抗弁するつもりであろうか⁶¹。

第4に、日本を含めたアジア諸国にとって、今後最大の経済的脅威は、明らかにドルの暴落リスクである。その悪影響を如何にミニマイズするかということが、われわれアジアにとって最重要の経済的命題である。その意味で、われわれアジアは、アメリカと同じ船に乗っているわけではないのである。ドルの暴落の悪影響をミニマイズするには、域内の通貨的な枠組みを構築するしかないのであり、まだ真の意味で民主主義国ではない他の APT11 カ国の民主化実現を待つわけには到底いかない。この点は、はっきりさせておかなければならない。

アジアが、ヨーロッパから学ぶべき点は多々あると筆者は考えるが、この共通の価値観とう点では、アジア統合は欧州統合と非常に異なったものとならざるを得ない。ヨーロッパは、「コペンハーゲン基準」⁶²で、民主主義、法の支配、人権、少数者の尊重を、EU加盟の政治的条件としてきた。また、さらに言えば、共通の価値観は、民主主義や人権だけではない。東洋的な価値観という要素も無論あり、われわれアジアは、この点についても重要視すべきである。

⁶¹ 詳しくは、山下「民主主義強調は日本の国益に反する」、東アジア共同体評議会（CEAC）ホームページ『政策掲示板：百家争鳴』No. 485, 2008年1月21日を参照。ただし、このコラムのタイトルは、同政策掲示板の編集者が付けたもので、筆者のオリジナル・タイトルは、「民主主義と日本人の二重基準」である。

⁶² 「コペンハーゲン基準」は、1993年6月、コペンハーゲン欧州理事会において採択されたEU加盟の3条件であるが、詳しくは、山下（2002a）、p. 197を参照。

先頃の南極海における日本の調査捕鯨船「日新丸」や「第2勇新丸」に対する一連のオーストラリア政府⁶³、国際環境団体のグリーンピース (Greenpeace) や米環境団体のシー・シェパード (Sea Shepherd Conservation Society)、それにグリーン・ピースの船上から報道し続けたBBC (英国放送協会) の非常に一方的かつ攻撃的なやり方には、多くの日本人が憤慨したはずである。国際的合意に基づく日本の調査捕鯨を、あのような暴力的かつ人をおとしめるような極めて浅ましくも暴力的なやり方で妨害するのは決して許されるべきではない。ああした行動は、われわれの価値観とは明らかに異質なものである。日本は、アメリカやイギリスやオーストラリアとは、共通の価値観を持っているなどと、安易にステレオ・タイプに考えるべきではないことが証明された良い一例ではないだろうか。EAS発足の際、日本は、いわば他のアジア諸国の反対を押し切る形でオセアニアの参加を実現させ、オーストラリアのハワード前政権はこれを大変多としたと言われている。今回のケヴィン・ラッド新政権の極めて敵対的な調査捕鯨への反対行動は、日本にとって、まさに「恩をあだで返されたような行動」の典型というべきではないだろうか。

わが国は、欧米の価値観でステレオ・タイプの的に行動するのではなく、東洋的・日本的なものを含めて自分自身の価値観に自信を持ち、それをベースとして行動すべきである。体制の違う国同士がどのように協力を深めていくかについては、先にも紹介した中印首脳会談後の共同文書が一つの参考になるかもしれない。この文書では、両国は、それぞれの国が、基本的人権や法の支配を含めて独自の社会、経済、政治的発展の道を選択する権利を有することを尊重すると謳っている⁶⁴。

(5) 首相官邸に司令塔機能を

アジア統合は、控えめに見ても、今後少なくともあと半世紀は続く大きな歴史的潮流である。したがって、わが国としても、それこそ「国家 100 年の計」で考えるべきアジェンダである。例によって思考停止状態からくる度を越した対米配慮や当面の中国との外交上のさや当てといった狭い観点から対応すべき問題ではない。また、各省庁が縦割りのそれぞれの分野を担当すれば、それでよいというものでもなく、国家として極めて戦略的に取り組むべき課題である。首相官邸に、アジア統合に関する省庁横断的な司令塔機能が必要とされる。安部総理の時代に、「アジア・ゲートウェイ構想」がまとめられたが、あれは

⁶³ オーストラリアは、2007年12月3日、労働党のケヴィン・ラッド (Kevin Rudd) 政権が成立して以来、日本の調査捕鯨に対して極めて批判的であり、調査捕鯨船を追跡し、捕鯨の様子を撮影して公開するなどの行動に出ている。また、来日したスティーブ・スミス外相は、2008年1月31日、日本の調査捕鯨行為を国際司法裁判所 (ICJ: International Court of Justice、於オランダ・ハーグ) に提訴することも検討していると、高村外相に正式に伝えた。こうした豪政府の行動が、攻撃的・暴力的な環境団体の目に余る行動や一方的な報道を誘発していることは明らかであろう。

⁶⁴ 具体的な文言は以下のとおりである。” The two sides hold that the right of each country to choose its own path of social, economic and political development in which fundamental human rights and the rule of the law are given their due place, should be respected.”。The People’s Republic of China and the Republic of India (2008)。

アジア統合とはほとんど何の関係もないものである⁶⁵。

(6) 世界の潮流変化を見据えよ

最後に、繰り返しになるが、グローバル・ガヴァンス構造の大きな転換期であるという世界の大きな潮流変化の中でアジア統合をとらえ、わが国のアジア統合政策を組み立てていくことが極めて重要である。2008年1月、先の中印首脳会談後の共同文書「中印両国の21世紀における共有ヴィジョン」は、様々な点で、非常に示唆にとんでいる。その文書の中で、「両国は国際関係の民主化 (democratization of international relations)の継続と多国間主義 (multilateralism) が21世紀の重要な目標であると信じる」⁶⁶と謳っている。すなわち、これは、中印両国のここ数年の急接近が、米国一極支配に対する反対と世界の多極化を志向するということを背景としたものであるということの意味する。世界の多極化を目指すという点で、中印両国の利害は完全に一致するのであり、中印急接近の背景はここにある。中国が、今回、インドの国連常任理事国入りを支持した背景には、この多極化を目指すというということがキーワードになっているものと思われる。ロシアもブラジルも、無論、世界の多極化を望んでいる。

また、EUも、2003年12月の「欧州安全保障戦略」⁶⁷において、イラク攻撃以降の米国とは違う生き方を目指している。換言すれば、アメリカのハード・パワーに基づく単独行動主義に対して、EUはソフト・パワーに基づく多国間主義でいくということである⁶⁸。すなわち、EUもBRICs 4カ国もこぞって、米国の一極支配の弊害を強く認識し、世界の多極化を目指しているということである。ブッシュ政権が、イラク戦争等を通じて世界をより危険なものとしたことは間違いなく、こうした国際社会の志向はごく自然なものである。わが国は、このような国際社会の大きな潮流変化を見誤ってはならない。

筆者は、EUは、近隣諸国の誰もが「喜んで参加したがる同盟」(“willing union”)であるのに対し、アメリカの同盟は、いまや「ためらいがちな同盟」(“hesitant alliance”)になってしまったと指摘している。この差は、極めて大きく、重大である。スペイン、オランダ、イタリア、ハンガリーなど、ほとんどの国がイラクからの軍隊の撤退を完了させた。また、米国は、2005年末までの米州自由貿易協定 (FTAA) を目指したが、ブラジル、アルゼンチン、ヴェネズエラなど南米のすべての主要国の反対に遭遇し、もはや「夢のまた夢」という状況になっている。かつては、「アメリカの裏庭」とまで言われた南米におけ

65 2007年7月11日、「アジア・ゲートウェイ戦略会議」の伊藤元重座長(兼CEAC有識者議員)を招いて、第21回東アジア共同体評議会(CEAC)政策本会議が開催されたが、われわれは、その会議の場で、座長本人からアジア・ゲートウェイ構想が、アジア地域統合とはほとんど関係がないものであることを確認した。<http://www.ceac.jp>。

66 前掲文書(2008)。

67 Council of the EU(2003)。

68 アメリカとEUの安全保障戦略の違いやグローバル・ガヴァナンス構造変容の可能性について、詳しくは、山下(2007a)、(下)、pp.28-30を参照。

るこうした際立った反米傾向は、アメリカの外交政策のほとんど信じられないほどの大失敗に起因するものである。

このように国際社会の大部分が多極化を志向していることに加え、これまで長年に及ぶ米国の外交・経済の両面にわたる政策上の大失敗とも相俟って、今後、世界の多極化は急速に進展することになるだろう。基本的には、アメリカ、EU、アジアの3極構造となるが、それに、ロシア、ペルシャ湾岸のGCC諸国、UNASUR（南米共同体）などいくつかの「半極」（“sub-pole”）を伴った構造になるのではないだろうか⁶⁹。アジア統合は、国際社会のこうした潮流に沿った自然な動きと理解すべきである。

***無断転載禁止**

⁶⁹ 詳しくは、Yamashita(2008)、pp. 13-14 を参照。

年表：アジア地域統合関連クロノロジー

- ・ (1985年9月) (プラザ合意)
 - ・・・その後の超円高 → 日本企業による ASEAN への直接投資急増
- ・ 1987年12月 ASEAN、マニラ宣言 (於第3回 ASEAN 首脳会議)・・・輸出指向・直接投資導入型政策に転換
- ・ 1987年12月 ASEAN、BBC (the Brand-to-Brand Complementation) スキームの導入
- ・ 1990年12月 マレーシアのマハティール首相 (当時) のEAEG (東アジア経済グループ) 構想
 - 後に EAEC (東アジア経済協議体) 構想・・・対象国=「ASEAN(6)+3」
 - 米国の反対に配慮し日本は参加を表明せず → 構想の頓挫
- ・ 1991年7月 インド (誕生間もないナラシムハ・ラオ政権)、通貨危機に対応して、「新経済政策」(NEP) による自由化政策へ転換
- ・ 1992年1月 ASEAN 「シンガポール宣言」、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の15年以内の創設で合意
- ・ 1992年1~2月 鄧小平の「南巡講話」・・・武漢、深セン、珠海、上海など南部の都市を訪問し、中国の改革開放政策の加速化を指示
- ・ 1992年10月 中国、中国共産党第14回全国人民代表大会において、鄧小平の「南巡講話」を受けて、「社会主義市場経済」路線を確定。この路線は、1993年3月修正の中華人民共和国憲法に盛り込まれる。
- ・ 1993年1月 ASEAN、CEPT (共通実効特惠関税協定) の導入
- ・ 1994年3月 シンガポール裁判所が米国人少年マイケル・フェイに対して鞭打ち刑の判決 → 米・シンガポール両国間で外交上の軋轢 ↑
- ・ 1994年7月 ASEAN 地域フォーラム (ARF) の発足
- ・ 1994年9月 ASEAN、AFTA の目標年次を15年から10年に短縮することで合意
- ・ 1994年10月 シンガポールのゴー・チョクトン首相、初めてASEM (アジア・欧州会合) を提案・・・フランス (当時 EU 議長国) のバラデュール首相に対して
- ・ 1995年4月 メコン川委員会の設立
- ・ 1995年7月 ヴェトナムの ASEAN 加盟 → ASEAN 7カ国に
- ・ 1995年12月 第1回 ASEM 全体高級実務者会合 (於マドリッド)
- ・ 1996年3月 第1回 ASEM 首脳会議開催 (於バンコク)
 - ・・・この機会に、「ASEAN(7)+3(日中韓)」だけの初めての首脳会合

が実現=EAEC 構想と基本的に同じ構成メンバーによる首脳会議

- ・ 1996年11月 ASEAN 域内産業協力スキーム (AICO) の発効
- ・ 1997年3月 SEANWFZ (東南アジア非核兵器地帯化条約) の発効
- ・ 1997年7月 タイでアジア通貨危機発生
- ・ 1997年7月 ラオスとミャンマー、ASEAN に加盟 → ASEAN 9 カ国に
- ・ 1997年9月 AMF (アジア通貨基金) 設立構想の頓挫
 - ・ ・ ・米国の反対に直面した日本が断念したため
- ・ 1997年12月 第1回「ASEAN+3」首脳会議開催 (於クアラルンプール)
 - ・ ・ ・EAEC 構想が名前を変えてスタート
- ・ 1997年12月 ASEAN、「ヴィジョン 2020」の採択
- ・ 1998年夏頃 日本の専門家を中心に、アジアの新興市場国が採用すべき為替相場制度として、「3極通貨バスケット論」が台頭
- ・ 1998年8月 ASEAN 投資地域 (AIA) 枠組み協定の成立
 - ・ ・ ・2010年までに AIA の確立を目指す
- ・ 1998年10月 日韓共同声明「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」発足 (於小淵恵三&金大中首脳会談、東京)
- ・ 1998年10月 新宮沢構想
 - ・ ・ ・アジア経済危機に見舞われた国々に対し、総額 300 億ドルの金融支援を発表
- ・ 1998年11月 日中共同声明 (江沢民の訪日時、於東京)
 - ・ ・ ・「平和と発展のための友好協力パートナーシップ」を謳う
- ・ 1998年12月 韓国の金大中大統領、東アジア・ヴィジョン・グループ (EAVG) の結成を提案 (第2回「ASEAN+3」首脳会議、於ハノイ)
- ・ 1998年12月 ASEAN、「ヴィジョン 2020」実現のための「ハノイ行動計画」(1999~2004年)を採択
- ・ 1999年4月 カンボジアの ASEAN 加盟 → ASEAN 10 カ国に
- ・ 1999年11月 史上初の日中韓首脳会議 (於マニラ)
 - ・ ・ ・小淵恵三・朱鎔基・金大中全会 (朝食時)
 - 「マニラ宣言」(「東アジア協力に関する共同声明」)
 - ・ ・ ・第3回「ASEAN+3」首脳会議でチェンマイ・イニシアティブの推進で合意
- ・ (1999年11~12月) (WTO シアトル閣僚会議の決裂)
 - (・ ・ ・反グローバリゼーション運動の高まりを背景に、新ラウンド開始で合意できず)
- ・ 2000年5月 「チェンマイ・イニシアティブ」(CMI) 合意 (第2回「ASEAN+

3」財務相会議、於タイ・チェンマイ)

- ・・・アジアで初めての金融面での域内枠組み
 - = アジア地域統合の端緒—奇しくも欧州統合のスタートとなった「シェーマン宣言」(1950年5月)からちょうど50年後
- ・ 2000年11月 ASEAN 統合イニシアティブ (IAI) 合意 (於第4回 ASEAN 非公式首脳会議、シンガポール)
 - ・・・ゴー・チョク・トン首相が提起したもので、ASEAN 内の格差を是正し、地域全体の競争力を高めることが目的
- ・ 2000年11月 中国の朱鎔基首相、ASEAN 諸国に中国 AESAN/ FTA を提案 (於シンガポール)
- ・ 2001年1月 日仏両国財務省スタッフによる共同ペーパーで、アジアの新興市場国に対して3極通貨バスケット・ベースの管理フロート制を推奨 (於第3回 ASEM 財務相会議、神戸)
 - ・ 2001年5月 CMI のスタート
 - ・ (2001年9月) (9.11 米国同時多発テロ発生)
- ・ 2001年11月 東アジア・ヴィジョン・グループ (EAVG) 報告書『東アジア共同体の設立に向けて』・・・金大中大統領の発案で、「ASEAN+3」13カ国の各国2名の民間代表によって構成。
- ・ 2001年11月 中国・ASEAN/FTA (ACTFA)、10年以内の完成を目指し、交渉を開始することで合意
 - ・ (2001年11月) (WTO、ドーハ開発アジェンダ (DDA) の開始で合意)
 - ・ (2001年12月) (中国の WTO 加盟)
- ・ 2002年1月 AFTA (ASEAN 自由貿易協定) の発効
- ・ 2002年1月 小泉首相のシンガポール政策演説「東アジアの中の日本と ASEAN—率直なパートナーシップを求めて」
 - ・・・「日本 ASEAN/ EPA」とオセアニアを含める「東アジア拡大共同体を」提案
- ・ 2002年1月 日本・シンガポール EPA (包括的経済連携協定) 調印 (於シンガポール)
- ・ (2002年5~6月) (サッカー・ワールドカップ日韓共同開催)
- ・ 2002年6月 「アジア協力対話」(ACD) の発足 (18カ国)
- ・ 2002年7月 塩川財務大臣、「神戸リサーチ・プロジェクト報告書 (2002年6月) 内容を紹介 (於第4回 ASEM 財務相会議、コペンハーゲン)。ただし、日本政府の提案という形は避ける。
主な内容 ① アジア各国の経済・財政政策に関する意見交換の徹底

② 3極通貨バスケット制の導入

③ AMF の設立

- ・ 2002年7月 ASEAN、「ASEAN マイナス X」フォーミュラで合意
 - ・・・分野ごとの時差統合を認める
- ・ 2002年9月 「ASEAN+3」、「平沼イニシアティブ」で合意
 - ・・・石油の国家備蓄の増強と緊急時ネットワークの構築
- ・ 2002年9月 「アジア債券市場育成イニシアティブ」(ABMI)の発表
 - ・・・日本やタイのタクシン首相の発案。アジアの脱ドル戦略
- ・ 2002年11月 中国・ASEAN FTA 枠組み協定合意(於プノンペン)
 - ・・・含むアーリー・ハーヴェスト措置
- ・ 2002年11月 東アジア・スタディ・グループ(EASG)最終報告書提出(於プノンペン「ASEAN+3」首脳会議)
 - ・・・金大中大統領の発案で、「ASEAN+3」13カ国の各国政府代表によって構成。9つの中長期的措置と17の短期的措置を提案
 - ・・・EASG最終報告書の提案を受けた第6回「ASEAN+3」サミット終了後の議長声明では、段階を経て、「ASEAN+3」を東アジア・サミットに進化させることと、東アジア FTA を形成することが謳われた
- ・ 2002年11月 中国の朱鎔基首相、日中韓 FTA を提案
- ・ 2003年1月 日本経団連、「奥田ヴィジョン」を発表
 - ・・・「日本はアジアの中で生きる覚悟が必要」として、「東アジア自由経済圏」の創設(遅くとも2020年まで)を提案
- ・ 2003年2月 韓国の盧武鉉大統領、就任演説で、「北東アジアにおける韓国の役割」を強調
 - ・・・日中両国の橋渡し役としての韓国の自覚
- ・ (2003年3月) (イラク戦争の開始)
- ・ 2003年5月 第1回東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)会合(於北京)
 - ・・・日本側カントリー・コーディネーター=日本国際フォーラム
- ・ 2003年6月 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)、ABF(Asian Bond Fund、アジア債券基金)の創設を発表
 - ・・・総額約10億ドルで、日本、豪州、NZを除く8カ国・地域のドル建て国債等に投資
- ・ 2003年6月 ASEAN、「ASEAN 経済共同体」(AEC)を2020年を目途に設立すること
ことで合意
- ・ 2003年6月 「中印共同声明」
 - ・・・1962年の国境紛争以来の敵対的關係に終止符、中印 FTA の

締結を視野に入れた経済関係の強化で合意

- ・ 2003年8月 第6回「AESEA+3」財務相会議（於マニラ）、①ABMIの推進について、閣僚レベルで初めて正式合意、②「AESAN+3 リサーチ・グループ」の設置で合意
 - ・・・②については、日本の提案に基づき、地域金融協力の中長期的な課題について、域内研究機関の知見も活用し、13カ国の政府・中銀関係者間で議論を行うための枠組み。結果は、毎年、「ASEAN+3」財務相会議に報告される。
- ・ 2003年8月 第1回「東アジア・ कांग्रेस」の開催（於クアラルンプール）
- ・ 2003年9月 「東アジア・シンクタンク・ネットワーク」（NEAT）の設立
 - ・・・「ASEAN+3」13カ国のトラック2（半官半民）の枠組みで、「ASEAN+3」首脳会議に提言を行う
- ・ 2003年10月 ASEAN諸国、「第2 ASEAN 協和宣言」（ASEAN Concord II）を合意
 - ・・・ASEAN 共同体の枠組みとして、安全保障共同体、経済共同体、社会・文化共同体の3つの柱を示す
- ・ 2003年10月 中国とインド、「東南アジア友好協力条約」（バリ条約、TAC）への加盟を調印
- ・ 2003年12月 第1回「東アジア・フォーラム」（EAF）の開催（於ソウル）
「ASEAN+3」のトラック1.5の枠組み
- ・ 2003年12月 日本・ASEAN 特別首脳会議（於東京）における「東京宣言」
 - ・・・日本と ASEAN が中心となって、東アジア共同体の構築に向けた東アジア協力を深化させていくことで合意
- ・ 2003年12月 日韓 EPA 交渉開始
- ・ 2004年1月 中国・香港経済協力協定（CEPA）及び中国・マカオ経済協力協定（CEPA）の発効
- ・ 2004年3月 「AESAN+3 リサーチ・グループ」の第1回目の報告書
（テーマ）① 東アジアの地域金融アーキテクチャー
② 東アジアの為替レート・アレンジメント
- ・ 2004年5月 「アジア・ハイウェイ」の建設で合意（於上海）
 - ・・・アジア（東の起点＝東京）～中東～欧州に及ぶ32カ国を結び、全長14万km、計画の推進母体＝国連 ESCAP
- ・ 2004年5月 CMIの強化に向けた見直しを検討することで合意（於「ASEAN+3」財務相会議、済州島）・・・ワーキング・グループの設置
ABMIに関しては、アジア・ボンド・オンライン・ウェブサイト（ABW）

の立ち上げ（ADB 内）

- ・ 2004 年 5 月 日本に、オール・ジャパンのトラック 2 の枠組みである「東アジア共同体評議会」（CEAC、会長＝中曽根康弘）が発足
- ・ 2004 年 7 月 日本、ASEAN の「東南アジア友好協力条約」（TAC）の加盟書に署名
- ・ (2004 年 7～8 月) (中国で行われたサッカーのアジア杯で、中国の若い観客が度を起こした反日行動を示す)
- ・ 2004 年 9 月 日本・メキシコ EPA 調印
- ・ 2004 年 11 月 中国・ASEAN/FTA (ACFTA) 調印；物品の貿易に関するもの
 - ・・・発効は、2005 年 7 月 1 日から順次。完成は、2010 年 1 月 1 日。
- ・ 2004 年 11 月 韓国とロシア、ASEAN の「東南アジア友好協力条約」（TAC）の加盟書に署名
- ・ 2005 年 3 月 「ASEAN+3 リサーチ・グループ」の第 2 回目の報告書
(テーマ) ① 東アジアにおける経済サーベイランスと政策対話
② 東アジアにおける貿易、投資および金融における統合
③ CMI の中期的な機能強化の探求
④ 経済成長および金融統合における民間セクター開発の役割
- ・ 2005 年 4 月 日本・ASEAN/EPA 交渉開始
- ・ (2005 年 4 月) (中国各地で、非常に激しい反日デモ発生)
- ・ 2005 年 4 月 ASEAN、東アジア・サミットへの 3 つの参加基準を決定（於セブ島 ASEAN 非公式外相会議）
 - ・・・①ASEAN との実質的な経済的リンケージを有すること、②「ASEAN 対話パートナー」国であること、③「東南アジア友好協力条約」（TAC）を ASEAN と締結している国であること
- ・ 2005 年 4 月 アジア開発銀行（ADB）に、地域経済統合オフィス OREI（Office of Regional Economic Integration）の開設・・・アジアの地域経済統合に積極的な役割を果たすのが目的
- ・ 2005 年 4 月 中印両国、「国境問題を解決する政治的指導原則」で合意
- ・ 2005 年 5 月 第 8 回「ASEAN+3」財務相会議（於トルコ・イスタンブール）
〈CMI の強化で合意〉
 - ① 域内経済サーベイランスの CMI への統合と強化
 - ② スワップ発動プロセスの明確化と集団的意思決定手続きの確立
 - ③ 規模の大幅な拡大
 - ④ スワップ引き出しメカニズムの改善

〈ABMI の進展に向け合意〉

① ABMI ロードマップ

② アジア・ボンド・スタンダード

- ・ 2005 年 5 月 EMEAP、ABF II の運用開始を発表
 - ・・・汎アジア・インデックス・ファンド (PAIF) とファンズ・オブ・ファンズ (FoBF) の 2 つの基金 (各 10 億ドル) によって構成。東アジア 8 カ国・地域の現地通貨建て国債等に投資。
 - 2005 年夏以降、民間投資家にも公開されている。
- ・ 2005 年 6 月 シンガポール・インド包括的経済連携協定 (CECA) 調印
- ・ 2005 年 7 月 人民元とマレーシア・リング、多通貨バスケット・ベースのクローリング・ペッグ制へ移行
- ・ 2005 年 8 月 韓国・シンガポール FTA 調印
- ・ (2005 年 11 月) (中国・チリ FTA 調印)
- ・ 2005 年 12 月 - 「クアラルンプール宣言」 (於第 9 回「ASEAN+3」首脳会議)
 - ・・・「AESEAN+3」が東アジア共同体推進の主要な手段
 - 第 1 回東アジア・サミット (EAS) の開催
 - EAS = 「ASEAN+3」 + 3 (豪、NZ、インド) の 16 カ国が参加
- ・ 2005 年 12 月 日本・マレーシア EPA 調印
- ・ 2006 年 4 月 日本の経済産業省、『グローバル経済戦略』を発表し、16 カ国で、EPA と「アジア版 OECD」を目指す
 - EAS16 カ国で、東アジア経済統合を目指すことは、今のところ日本政府の方針
- ・ 2006 年 5 月 アジア地域通貨単位 (ACU) を検討していくことで合意 (於第 9 回「ASEAN+3」財務相会議、インド・ハイデラバード)
 - ・・・CMI 強化のための見直し作業が成功裏に完了したことを確認
- ・ 2006 年 5 月 韓国 ASEAN/FTA 調印
- ・ 2006 年 8 月 「ASEAN+3」経済相会議 (於 K.L.) で、二階大臣が「二階構想」を発表
 - ・・・二階大臣が①16 カ国ベースでの東アジア EPA の研究、②16 カ国ベースでの「東アジア・ASEAN 経済研究センター」(ERIA) の設立を提案し、今後検討していくこととなった
- ・ 2006 年 9 月 日本・フィリピン EPA 調印
- ・ 2006 年 11 月 日本・インドネシア EPA 枠組み合意
- ・ 2006 年 12 月 日本・ブルネイ EPA 枠組み合意
- ・ 2006 年 12 月 インドシナ「東西回廊 (ハイウェイ)」完成
 - ・・・日本の ODA によるもので、ヴェトナムのダナンからラオス、

タイを経て、ミャンマーに通じるもの

- ・ 2007年1月 ASEAN 首脳会議（於セブ島）
 - ① 「ASEAN 経済統合」の目標年次を 2020 年から 2015 年へ繰り上げることで合意
 - ② ASEAN 憲章の指針を承認・・・「内政不干渉」と「全会一致」の原則を見直すことが盛り込まれた
- ・ 2007年1月 中国・ASEAN/FTA (ACFTA) ; サービス貿易協定合意
 - ・・・2010年1月1日からモノ・サービスを含む、完全な自由貿易体制
- ・ 2007年1月 第2回東アジア・サミット（於セブ島、フィリピン）
 - ・・・EAS の場でも、エネルギー協力について、協議していくこととなった
- ・ (2007年1月) (ヴェトナムの WTO 加盟)
- ・ 2007年1月 日本・ヴェトナム EPA 交渉開始
- ・ 2007年1月 日本・インド EPA 交渉開始
- ・ (2007年3月) (日本・チリ EPA 調印)
- ・ 2007年4月 日本・タイ EPA 調印
- ・ (2007年4月) (米韓 FTA 合意)
- ・ 2007年5月 日本・ASEAN/EPA 枠組み合意
- ・ 2007年5月 「ASEAN+3」、チェンマイ・イニシアティブをマルチ化し、加盟国の外貨準備を一箇所に集め、共同で運営していくことで合意（第 10 回「ASEAN+3」財務相会議、於京都）
- ・ (2007年5月) (韓国、EU との FTA 交渉開始)
- ・ (2007年7月) (米国サブ・プライム住宅ローン危機の表面化)
- ・ 2007年8月 日本・インドネシア EPA 調印
- ・ 2007年11月 日本・ASEAN/EPA 合意
- ・ 2007年11月 ASEAN 憲章の採択
- ・ 2007年11月 「東アジア協力に関する第2共同声明」及び「ワーク・プラン 2007-2017年」（第 11 回「ASEAN+3」首脳会議、於シンガポール）
 - ・・・「ASEAN+3」設立 10 周年に、1999 年の「マニラ宣言」に続いて、第 2 弾を出したもの。
- ・ 2007年11月 「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」（第 3 回東アジア・サミット、於シンガポール）
- ・ (2008年1月) (中印「中印両国の 21 世紀における共有ヴィジョン」合意)（於北京）
- ・ 2008年4月 日本・ASEAN/ EPA 調印
- ・ 2008年5月 マルチ化されたチェンマイ・イニシアティブ (CMI) の下において一括

管理される外貨準備の合計金額を少なくとも 800 億ドルとすることおよび日中韓 3 国と ASEAN 諸国との配分比率を「80%対 20%」とすることで合意（第 10 回 ASEAN+3 財務大臣会合、マドリッド）

- ・ 2008 年 5 月 中国の胡錦濤主席の訪日、「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明
- ・ 2008 年 5 月 日本の経済産業省と環境省が合同で、ASEAN+6 をベースとした「アジア経済・環境共同体」構想を発表
- ・ 2008 年 6 月 ASEAN+6 をベースとした ERIA（東アジア・ASEAN 経済研究センター）の発足（於ジャカルタの ASEAN 事務局内）
- ・ 2008 年 6 月 東シナ海の石油ガス田の日中共同開発に関し第 1 歩の合意

（注）太字は、金融・通貨分野の関連事項

参考文献

- ASEAN+3, (2005), “Kuala Lumpur Declaration on the ASEAN+3 Summit” 12 December 2005.
- ASEAN+3 (2007a) , “Second Joint Statement on East Asia Cooperation: Building on the Foundation of ASEAN Plus Three Cooperation”, in Singapore, Nov. 20, 2007.
- ASEAN+3 (2007b), “ASEAN Plus Three Cooperation Work Plan (2007-2017), in Singapore, Nov. 20, 2007.
- ASEAN+3 Finance Ministers’ Meeting (2007), “The Joint Ministerial Statement of the 10th ASEAN+3 Finance Ministers’ Meeting”, in Kyoto, May 5, 2007.
- ASEAN+3 Finance Ministers’ Meeting (2008), “The Joint Ministerial Statement of the 11th ASEAN+3 Finance Ministers’ Meeting”, in Madrid, May 4, 2008.
- Balassa, Bela A. (1962), *The Theory of Economic Integration*, George Allen & Unwin Ltd, in London, 1962. (First Published by Richard D. Irwin, Inc., 1961.) 邦訳『経済統合の理論』、ダイヤモンド社、中島正信訳、1963年2月
- Council of the European Union (2003), “A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy”, Dec.12, 2003.
- East Asia Study Group (2002), “Final Report of the East Asia Study Group”, Submitted to ASEAN+3 Summit in Phnom Penh, Cambodia, November 4, 2002.
- East Asia Summit (2005), “Kuala Lumpur Declaration on the East Asia Summit”, in Kuala Lumpur, Dec.14, 2005.
- East Asia Summit (2007a), “Singapore Declaration on Climate Change, Energy and the Environment”, in Singapore, Nov. 21, 2007.
- East Asia Summit (2007b), “Chairman’s Statement of the 3rd East Asia Summit”, in Singapore, 21 November 2007.
- European Commission (2008a), “20 20 by 2020 : Europe’s Climate Change Opportunity”, Communications from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of Regions, COM (2008) 30 Final, in Brussels, Jan.23, 2008.
- European Commission (2008b), “Impact Assessment : Document Accompanying the Package of Implementation Measures for the EU’s Objectives on Climate Change and Renewable Energy for 2020”, Commission Staff Working Document”, SEC(2008) 85/3, in Brussels, Jan.23, 2008.
- Holden, Michael (2003), “Stages of Economic Integration: From Autarky to Economic Union”, 13 February 2003.

- NEAT (2006), “Memorandum No.3 : Policy Recommendations on Strengthening the Pillars of East Asian Community Building”, in Kuala Lumpur, 21-23 August 2006.
- NEAT (2007), “Memorandum No.4 : (Revised) Policy Recommendations on East Asia Cooperation: Towards Sustainable Development and Prosperity”, in Singapore, 20-22 August 2007.
- The People’s Republic of China and the Republic of India (2008), “A Shared Vision for the 21st Century of the People’s Republic of China and the Republic of India”, in Beijing, Jan.14, 2008.
- Yamashita, Eiji(1996), “The Quest for a New International Monetary System: Contestable Key Currency System Could Be a Solution”, *Economic Review*, Vol. 31, No. 1-2, Faculty of Economics, Osaka City University, Jan. 1996.
- Yamashita, Eiji (1999a), “Balance of Payments Discipline Really Matters: The Most Important Lesson for Emerging Market Economies from the Japanese Experience between the 1950s end the Early 1960s”, *Economic Review*, Vol. 34, No.2, Faculty of Economics, Osaka City University, March 1999.
- Yamashite, Eiji (1999b), “Tricurrency Basket-based Fixed Exchange Rate Regime: A Possible Immediate Solution to Emerging Market Economies’ Currency Problems under the Highly Volatile Floating Exchange Rate Regime among the Major International Currencies”, *Economic Review*, Vol. 34, No. 2, Faculty of Economics, Osaka City University, Oct. 1999.
- Yamashita, Eiji (2004), “IMF’s Pre-modern Governance Structure Musy Be Changed Completely”, 60th Anniversary Column “60 for 60”, World Bank/ IMF 60th Anniversary Special of *Emerging Markets*, in Washington, D.C., Euromoney Institutional Investor PLC, Oct 2, 2004.
- Yamashita, Eiji (2005), “The Issue of Economic Governance in the Constitutional Treaty and Its Future Agenda: Primarily in View of International Monetary Policy of the Euro Area”, *Keizaigaku-zasshi (Journal of Economics)*, Vol.106, No.1, Graduate School of Economics, Osaka City University, June 2005.
- Yamashita Eiji (2006), “Promotion of the Asian Integration Learned from the European Experiences: Establishing the Sino-Japan Core-Partnership Is the Key”, *Economic Review*, Vol. 41, The Economic Society of Osaka City University, March 2006.
- Yamashita, Eiji (2007a), “The Asian Identity: China, India and Japan”, *Economic Review*, Vol.42, the Graduate School of Economics, Osaka City University, March 2007.

- Yamashita, Eiji (2007b), “What Should Be the Next Targets for Asian Integration after the East Asian FTA?”, *Keizaigaku-Zasshi (Journal of Economics)*, Vol.108, No.2, Graduate School of Economics, Osaka City University, September 2007.
- Yamashita, Eiji (2008), “〈the Asian EMS〉 Could Be a Real Breakthrough for Crisis Prevention”, *Economic Review*, Vol.43, Graduate School of Economics, Osaka City University, March 2008.
- 外務省経済局 EPA 交渉チーム (編著) (2007) 『解説 EPA・FTA 交渉』、渡邊瀬純 (監修)、日本経済評論社、2007 年 5 月
- 経済産業省 (2006) 『グローバル経済戦略』、2006 年 4 月
- 経済産業省 (2007a) 「東アジア・サミット及びアセアン+3 サミットの結果～EPA に関連して～」、2007 年 2 月 21 日
- 経済産業省 (2007b) 『2007 年版 通商白書：生産性向上と成長に向けた通商戦略—東アジア経済のダイナミズムとサービス産業のグローバル展開』、2007 年 7 月
- 山下英次 (1997) 「円の国際化の政治経済学—円の基軸通貨化の必要性と EAEC 構想の意義」、『経済学雑誌』第 98 巻第 2 号、大阪市立大学経済学会、1997 年 7 月
- 山下英次 (1998) 「固定為替相場制復帰への道 (1) ～ (4)」、『発言者』第 51～54 号、西部邁事務所、1998 年 7 月～10 月
- 山下英次 (1999) 「3 極通貨バスケット・モデルを提案する (上)、(下)」、『金融財政事情』第 50 巻 45～46 号、金融財政事情研究会、1999 年 12 月 6 日及び 13 日
- 山下英次 (2000a) 「新興市場国危機の予防策—経常収支の赤字に上限規制を」、『国際金融』、第 1039 号、(財) 外国為替貿易研究会、2000 年 2 月 1 日
- 山下英次 (2000b) 「新興市場国の危機予防策の検討—東アジア＝グローバル経済危機の 5 つの教訓から学ぶ」、『経済学雑誌別冊前期講義資料』、別冊第 101 巻、大阪市立大学経済学会、2000 年 4 月
- 山下英次 (2002a) 『ヨーロッパ通貨統合—その成り立ちとアジアへのレッスン』、勁草書房、2002 年 7 月
- 山下英次 (2002b) 「ヨーロッパに学ぶ日本とブラジルの戦略」、『経済学雑誌』第 103 巻第 2 号、大阪市立大学経済学会、2002 年 9 月
- 山下英次 (2002c) 「ヨーロッパに学ぶアジア地域統合の推進—日中両国によるコ・パートナーシップが鍵」、『経済学雑誌』第 103 巻第 3 号、大阪市立大学経済学会、2002 年 12 月
- 山下英次 (2003) 「アジア統合における日本の戦略性とリーダーシップ—〈岡倉天心アジア大賞〉を創設せよ」、『国際金融』第 1102 号、(財) 外国為替貿易研究会、2003 年 3 月 15 日
- 山下英次 (2004a) 「米経済の〈大調整〉に今から備えよ (上)、(中)、(下)」、『金融財政』第 9568、9571、9576、9579 の各号、時事通信社、2004 年 3 月 11 日、3 月

25日、4月12日、4月26日

- 山下英次 (2004b) 「小泉首相の〈アジア外交政策演説〉(2002年シンガポール演説)とその評価—アジア統合論者の観点から」、『経済学雑誌』第105巻第2号、大阪市立大学経済学会、2004年9月
- 山下英次 (2005) 「人民元制度改革を〈アジアの脱ドル戦略〉へ(上)、(下)」、『金融財政』第9684~9685号、時事通信社、2005年8月12日および8月22日
- 山下英次 (2006a) 「EUに学ぶアジア地域統合—域内共通通貨制度の必要性」、『東アジア共同体を設計する』進藤榮一・平川均編、日本経済評論社、第IV部「各国の地域共同体戦略」の第27章、2006年6月
- 山下英次 (2006b) 「マレーシアの政策形成における特徴について—国際的なイスラーム金融システム構築に向けたイニシアティブを中心に」、『経済学雑誌』第107巻第2号、2006年9月
- 山下英次 (2007a) 「欧州憲法条約における経済ガバナンス問題と将来課題(上)(下)」第55巻第4~5号(通巻649~650号)、『貿易と関税』、(財)日本関税協会、2007年4~5月
- 山下英次 (2007b) 「東アジア金融・通貨統合—何がブレイクスルーになるのか?」、『経済学雑誌』第108巻第1号、大阪市立大学経済学会、2007年6月
- 山下英次 (2007c) 「アジア通貨危機から10年(上)—いま危機予防策は万全か?」、「アジア通貨危機から10年(下)—日本外交の岐路」、『金融財政』、時事通信社、第9843号(2007年7月2日)、及び第9844号(7月5日)
- 山下英次 (2007d) 「第5回 NEAT シンガポール総会報告書」、東アジア共同体評議会(CEAC) ホームページ、2007年9月19日、pp.38-42
- 山下英次 (2007e) 「域内通貨同盟の構築—日本とアジアにとって死活的に重要」、日本国際経済学会第65回全国大会・共通論題『東アジア経済統合—課題と展望』における報告(2006年10月14日)、於名古屋大学東山キャンパス、日本国際経済学会『国際経済』第58号、2007年10月

Box. 1 2002年11月 東アジア・スタディ・グループ (EASG) 最終報告書 — 具体的施策の勧告

【短期的施策 (17項目)】

- ・ 東アジア・ビジネス評議会の形成・・・域内のビジネス・セクターの協力強化と域内貿易・投資の促進を目的としたもの
- ・ 最も発展の遅れた国々に対する一般特惠制度 (Generalised System of Preferences, GSP) ステイタスと特惠的取り扱いの創設
- ・ **海外直接投資受入れ増大のための投資環境整備投資の強化**
- ・ 「東アジア投資情報ネットワーク」の創設
- ・ 成長地域の資源およびインフラストラクチャーの共同開発とそれを可能にするための民間部門の積極的参加を伴った開発資金の拡大
- ・ 4つの優先分野における援助と協力：インフラストラクチャー、情報技術、人的資源開発、**ASEAN 地域経済統合**
- ・ 技術移転と共同技術開発を通じた国際協力
- ・ 通信インフラストラクチャーの建設とインターネットへのアクセスの大幅拡大のための情報技術の共同開発
- ・ **東アジア・シンクタンク・ネットワーク (Network of East Asian Think-tanks, NEAT) *の創設**・・・トラック 2 の枠組みで、「ASEAN+3」サミットに対して提言を行う
- ・ **東アジア・フォーラム (East Asia Forum, EAF) の創設**・・・トラック 1.5 の枠組み
- ・ 東アジアにおける包括的な人的資源開発プログラムの実施
- ・ 貧困解消プログラムの創設
- ・ 万人に基礎的な医療へのアクセスを提供するために協調した方策を段階的に採用
- ・ 非伝統的安全保障問題に関する協力メカニズムの強化
- ・ **東アジアのアイデンティティ強化と東アジア意識の促進のための文化・教育諸機関の協働**
- ・ 東アジア諸国の芸術、工芸及び文化的な遺産の保存のために、専門家グループのネットワーク作りと人的交換を促進する
- ・ 域内における東アジア研究の促進

【中長期的施策 9項目】

- ・ 東アジア自由貿易地域 (East Asia Free Trade Area, EAFTA) の形成
- ・ 中小企業による投資の促進

- ・ ASEAN 投資地域の拡大による東アジア投資地域 (East Asia Investment Area, EAIA) の創設
- ・ 域内の金融的枠組みの (regional financing facility) 創設
- ・ より協調的な域内為替レート・メカニズムの追求
- ・ 「ASEAN+3」サミットの東アジア・サミット (East Asia Summit, EAS) への進化
- ・ 域内全域における海洋環境協力の緊密化
- ・ エネルギー政策・戦略・行動計画の枠組みの構築
- ・ 社会問題解決のための政策協議における NGO との密接な協働及び市民参加と国家・市民パートナーシップ型社会の促進のための協調

出所) East Asia Study Group (2002)

注) 日本語訳、太字表示及び若干の解説は、筆者によるもの。

* 日本側カントリー・コーディネーターは、外務省系シンクタンクの (財) 日本国際フォーラム (JFIR, 於東京・赤坂) で、それに向けた日本国内の議論は、主として東アジア共同体評議会 (CEAC) で行われる。東アジア共同体評議会は、2004 年 5 月に発足した政・官・学・民の有識者議員によって構成されるオール・ジャパンのトラック 2 の枠組みで、事務局は JFIR である。筆者も、CEAC 有識者議員のメンバーの一員である

Box 2. 「ASEAN +3」域内の FTA の進展状況

- (ASEAN) AFTA (ASEAN 自由貿易協定) : 2002 年 1 月発効
- (ASEAN・中国) 財貿易に関する FTA : 2004 年 11 月調印
サービス貿易に関する FTA : 2007 年 1 月調印
- (ASEAN・韓国) FTA : 2006 年 5 月調印
- (ASEAN・日本) EPA フレームワーク合意 : 2007 年 5 月
EPA : 2007 年 11 月合意
EPA : 2008 年 4 月調印

日本・シンガポール EPA : 2002 年 1 月調印
日本・マレーシア EPA : 2005 年 12 月調印
日本・フィリピン EPA : 2006 年 9 月調印
日本・タイ EPA : 2007 年 4 月調印
日本・ブルネイ EPA : 2007 年 6 月調印
日本・インドネシア EPA : 2007 年 8 月調印

参考

ASEAN・インド包括的経済協力協定 : 2003 年 10 月枠組み合意
日本・メキシコ EPA : 2004 年 9 月調印
日本・チリ EPA : 2007 年 3 月調印
米韓 FTA : 2007 年 4 月調印

日韓 FTA 交渉 : 2003 年 12 月開始
ASEAN・インド FTA 交渉 : 2004 年 3 月開始
ASEAN・オーストラリア FTA 交渉 : 2005 年 2 月開始
韓国・カナダ FTA 交渉 : 2005 年 3 月開始
韓国・インド CEPA[▲]交渉 : 2006 年 3 月開始
日本・GCC (湾岸協力会議) FTA 交渉 : 2006 年 9 月開始
日本・ヴェトナム EPA 交渉 : 2007 年 1 月開始
日本・インド EPA 交渉 : 2007 年 1 月開始

[▲] CEPA=Comprehensive Economic Partnership Agreement (包括的経済パートナーシップ合意)

日本・オーストラリア EPA 交渉：2007年4月開始
韓国・EU FTA 交渉：2007年5月開始
ASEAN・EU FTA[※]：2007年5月、交渉を開始することで合意
2007年7月、合同委員会開始
日本・スイス EPA 交渉：2007年5月開始
インド・EU FTA 交渉：2007年6月開始

[※] ただし、ASEAN 10 カ国のうち、カンボジア、ミャンマー、ラオスを除く 7 カ国と EU との FTA 交渉。

Box. 3 ベラ・バラッサの経済統合の5段階（1961年）

- ① 自由貿易地域（FTA, Free Trade Area）
- ② 関税同盟（Customs Union）
- ③ 共同市場（Common Market）
- ④ 経済同盟（Economic Union）
- ⑤ 完全なる経済統合（Complete Economic Integration）

出所) Bela Balassa (1962), p.2

Box. 4 AEMU 3段階プラン（山下案）

第1段階：日本を除くアジア諸国が固定為替相場制ベースの3極通貨バスケット制を導入

第2段階：アジア版 EMS の導入

- －当初は6通貨＝円、シンガポール・ドル、香港ドル、韓国ウォン、台湾ドル、マレーシア・リングギ、
- －いずれ8通貨＝上記に加え、中国人民元、タイ・バーツ

第3段階：単一通貨＝アジア経済通貨同盟（AEMU, Asian Economic and Monetary Union）の創設

出所) 山下（1998）および（2002a）、Yamashita（2006）